

令和6年第4回定例会

階上町議会会議録

令和6年 6月10日開会

令和6年 6月13日閉会

階上町議会

令和6年第4回階上町議会定例会会議録目次

○第1号6月10日（月曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明（議案一括上程）	4
休会期間の決定	8
散会の宣告	9

○第2号6月12日（水曜日）

議事日程	10
本日の会議に付した事件	10
出席議員	10
欠席議員	11
説明のため出席した者の職氏名	11
職務のため出席した者の職氏名	11
開議の宣告	12
一般質問	
上道二三男君	12
土橋美加佐君	14
小坂 正年君	21
大下 修 君	27
中島 孝一君	38
森 榮吉 君	48

散会の宣告	5 5
-------	-----

○第 3 号 3 月 7 日（木曜日）

議事日程	5 6
本日の会議に付した事件	5 7
出席議員	5 7
欠席議員	5 7
説明のため出席した者の職氏名	5 7
職務のため出席した者の職氏名	5 8
開議の宣告	5 9
報告第 1 号議題、質疑	5 9
議案第 1 号議題、質疑、討論、採決	6 2
議案第 2 号議題、質疑、討論、採決	6 2
議案第 3 号議題、質疑、討論、採決	6 3
議案第 4 号議題、質疑、討論、採決	6 3
議案第 5 号議題、質疑、討論、採決	6 4
議案第 6 号、8 号一括議題、質疑、討論、採決	6 4
議案第 7 号議題、質疑、討論、採決	6 5
議案第 9 号議題、質疑、討論、採決	6 5
議案第 1 0 号議題、質疑、討論、採決	7 0
議案第 1 1 号議題、質疑、討論、採決	7 2
議案第 1 2 号議題、質疑、討論、採決	7 3
議案第 1 3 号議題、質疑、討論、採決	7 3
議員派遣の件	7 4
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	7 4
町長挨拶	7 5
閉会の宣告	7 5
署名議員	7 6

令和6年第4回階上町議会定例会会議録

(第1号)

令和6年6月10日(月曜日)

令和6年第4回階上町議会定例会

議事日程第1号

令和6年6月10日午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	土橋	美加佐	君	2番	渡部	高明	君
3番	中島	孝一	君	4番	熊谷	道雄	君
5番	小坂	正年	君	6番	下沢	育男	君
7番	大下	修	君	8番	小松	雅彦	君
9番	上道	二三男	君	10番	森	榮吉	君
11番	林	貢	君	12番	百目木	和俊	君
13番	大江	和夫	君	14番	長根	岩夫	君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長 荒谷 憲輝 君 副町長 澤田 充 君

教 育 長	濱 浦 幸 夫 君	総 務 課 長	地 代 所 誠 君
総合政策課長	茨 島 俊 行 君	税 務 課 長	大 谷 地 尚 子 君
町民生活課長	上 厚 子 君	すこやか健康 課 長	平 戸 由 紀 子 君
介護福祉課長	古 川 明 美 君	産業振興課長	西 山 圭 一 君
建 設 課 長	小 笠 原 博 文 君	教 育 課 長	中 屋 敷 司 君
会 計 管 理 者	濱 浦 孝 子 君	代表監査委員	境 栄 治 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 京 実 君	庶 務 G L	野 沢 香 織 君
総 務 課 主 査	花 生 智 紀 君		

◎開会及び開議の宣告

○開会の宣告

午前 10 時 00 分

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、令和 6 年第 4 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、4 番熊谷道雄君、5 番小坂正年君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長根岩夫君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 13 日までの 4 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 6 月 13 日までの 4 日間と決定いたしました。

◎提案理由説明

○議長（長根岩夫君） 日程第3、この際、報告第1号 令和5年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についての件から、議案第13号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件まで、14件を一括して上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

おはようございます。本日ここに、令和6年第4回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位にはご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

始めに6月8日、9日に行われました、第76回三戸郡総合体育大会において、階上町が総合優勝を果たしました。

当町としては、昭和50年に村の部で優勝して以来、49年ぶり、また、昭和55年に町制施行してからは初の総合優勝となりました。

南体育協会会長を始め、体協の関係者、そして活躍していただきました選手の皆様、選手を応援していただきました皆様にこの場をお借りして、お祝いと感謝を申し上げます。

更に来月から開催されるパリオリンピックに当町出身の小原佑太選手が、自転車競技トラック種目の日本代表選手に内定いたしました。大変明るい話題で、嬉しく思うとともに、ご活躍を期待するところであります。

小原選手は1996年のアトランタオリンピックのレスリング競技に出場した、笹山秀雄さん以来、階上町では28年ぶりのオリンピック出場選手となることから町といたしましても、大いに盛り上げ、町民の皆様と一緒に応援したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思っております。

報告第 1 号 令和 5 年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についてご説明申し上げます。

本件は、令和 5 年度に定めました、低所得世帯支援給付金事業、耳ヶ吠・寺下線外舗装補修事業など 11 事業について繰越計算書を調製し、報告するものであります。

議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、電子署名等に係る、地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備を利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を可能とするため、階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、令和 6 年度税制改正に係る地方税法等の一部改正等に伴い、階上町税条例及び特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、令和 6 年度税制改正に伴い、階上町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、令和 6 年度税制改正に係る地方税法施行令の一部改正に伴い、階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、令和 5 年度一般会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 5,647 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 62 億 347 万 7 千円といたしました。

第 1 表、歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金 3,096 万 8 千円、繰入金 4,065 万 5 千円等を減額し、地方消費税交付金 2,636 万 2 千円、地方交付税 8,749 万 6 千円等を追加したものであります。

歳出につきましては、民生費 3,398 万 5 千円、衛生費 2,792 万 2 千円等を減額し、土木費 8,621 万 8 千円、諸支出金 5 千万円等を追加したものであります。

次に第 2 表、繰越明許費補正であります。令和 5 年度に完了が困難となった、給付支援サービス利用料などを 5 事業、合計 3,625 万 5 千円を令和 6 年度に繰り越したものであります。

次に第 3 表、地方債補正であります。農業用ため池緊急浚渫推進整備事業など、2 事業について、事業の確定に伴い、地方債の額を変更したものであります。

議案第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、令和 5 年度階上町国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 4,906 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 14 億 7,294 万 4 千円といたしました。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、県支出金 2,900 万円、繰入金 2,005 万 4 千円等を減額したものであります。

歳出につきましては、総務費 60 万 6 千円、保険給付費 6,376 万円を減額し、予備費 1,530 万 3 千円を追加したものであります。

議案第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、令和 5 年度階上町介護保険特別会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し補正するために、専決処分したもののについて、その承認を求めるため、提案するものであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 763 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 13 億 9,929 万 6 千円といたしました。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金 453 万 1 千円、繰入金 352 万 5 千円を減額し、県支出金 1,174 万円、諸収入 213 万 8 千円等を追加したものであります。

歳出につきましては、保険給付費 2,715 万円、予備費 1,078 万 8 千円等を減額し、基金積立金 4,645 万 6 千円を追加したものであります。

議案第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、令和 5 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 164 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 7,155 万 4 千円といたしました。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 29 万 9 千円、諸収入 134 万 1 千円を減額したものであります。

歳出につきましては、保険事業費 156 万 9 千円、諸支出金 7 万円等を減額したものであります。

議案第 9 号 令和 6 年度階上町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6,756 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 60 億 5,756 万 2 千円とするものであります。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、諸収入 840 万円を減額し、国庫支出金 1 億 5,072 万 1 千円、県支出金 2,522 万等を追加するものであります。

歳出につきましては、教育費 2,595 万 9 千円等を減額し、総務費 1 億 4,239 万 4 千円、民生費 3,426 万 5 千円等を追加するものであります。

歳出のうち、政府のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税されている世帯に対して、1 世帯当たり 10 万円を給付する住民税非課税世帯等支援給付金事業の経費として、2,870 万 4 千円、その給付対象世帯のうち、18 歳以下の児童を扶養する世帯に対して、児童 1 人当たり 5 万円を給付する住民税非課税世帯等支援こども加算給付金事業の経費として 205 万 3 千円、定額減税対象者で、所得税 3 万円、住民税 1 万円の定額減税を減税しきれない分を給付する定額減税調整給付金事業の経費として 1 億 3 千万 8 千円を計上しております。

また、デジタル田園都市国家構想推進交付金の一部補助対象外となった校務用パソコン借上料など 2,281 万 5 千円を減額し、新たな財源として県の公立学校における教育改革支援事業費補助金を活用することとしております。

議案第 10 号 令和 6 年度階上町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

本案は、規定の収益的支出につきまして、117万3千円を追加し、予定額を2億9,230万4千円とし、資本的支出につきましては、2万円を減額し、予定額を2億7,272万8千円に補正するものであります。

また、今年度より公営企業会計に移行したことに伴い、令和5年度公共下水道事業特別会計及び漁業集落排水事業特別会計の打ち切り決算に係る未収金及び未払い金の確定により、特例的収入である未収金の金額を1,248万4千円とし、未払い金を161万円に改めるものであります。

議案第11号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務に森林環境税を加えることから、規約を変更するため、提案するものであります。

議案第12号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、1人の委員の任期満了に伴う後任の委員を任命するため提案するものであります。

議案第13号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任するものにつき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、1人の委員の任期満了に伴う後任の委員を選任するため提案するものであります。

以上、提出議案につきましては、概要をご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案の通り議決くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。〔町長降壇〕

○議長（長根岩夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

◎休会期間の決定

○議長（長根岩夫君） お諮りいたします。

議事の都合により、6月11日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、6月11日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、6月12日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻 午前10時22分）

令和6年第4回階上町議会定例会会議録

(第2号)

令和6年6月12日(水曜日)

令和6年第4回階上町議会定例会

議事日程第2号

令和6年6月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 9番 上道二三男君 (1) 天候に左右されない全天候舗装グラウンドの考えについて
- 1番 土橋美加佐君 (1) 階上町消防団人員の確保と団員に対する階上町独自の処遇について
(2) 階上町の遊休農地対策について
- 5番 小坂 正年君 (1) 出生率向上のための子育て世帯への支援について
(2) 階上岳の魅力の発信について
- 7番 大下 修 君 (1) 交通弱者対策について
(2) ごみの削減効果について
(3) 町の財務と財政について(その2)
- 3番 中島 孝一君 (1) 少子化対策について
(2) 協働のまちづくり計画の道路の整備等について
- 10番 森 榮吉 君 (1) コロナワクチン費用の自己負担について
(2) 県が示す学校給食費無償化に対する対応について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(14名)

1番 土橋 美加佐 君	2番 渡 部 高 明 君
3番 中 島 孝 一 君	4番 熊 谷 道 雄 君

5番	小坂正年君	6番	下沢育男君
7番	大下修君	8番	小松雅彦君
9番	上道二三男君	10番	森榮吉君
11番	林貢君	12番	百目木和俊君
13番	大江和夫君	14番	長根岩夫君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長	荒谷憲輝君	副町長	澤田充君
教育長	濱浦幸夫君	総務課長	地代所誠君
総合政策課長	茨島俊行君	税務課長	大谷地尚子君
町民生活課長	上厚子君	すこやか健康課長	平戸由紀子君
介護福祉課長	古川明美君	産業振興課長	西山圭一君
建設課長	小笠原博文君	教育課長	中屋敷司君
会計管理者	濱浦孝子君	代表監査委員	境栄治君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐京実君	庶務GL	野沢香織君
総務課主査	花生智紀君		

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎一般質問

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、一般質問を行います。
順次質問を許します。9 番、上道二三男君の質問を許します。

○9 番（上道二三男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、9 番、上道二三男君

○9 番（上道二三男君） はい。〔上道議員登壇〕

9 番、上道二三男です。

6 月定例会に一般質問の機会をいただき、感謝申し上げます。

今回の質問は、先月 11 日の階上中学校体育祭にご案内をいただきましたときに、多くの方から聞こえてきた声を、町は今後どのように考えるのかを問うものであります。

それでは、通告に従って質問を始めさせていただきます。

天候に左右されない全天候舗装グラウンドの考えについて、私の質問はこの 1 点のみです。

これまでも先輩議員である、本町体育協会会長を務めていた元議員さんから、何度となく、全天候型の陸上競技場整備計画についての質問がありました。これまでの会議録を見ますと、2009 年 9 月の定例会において、陸上競技施設については、

これまで 400m 公認にこだわりすぎてきましたが、階上町においては、中学校の部活動、小学校の記録会、町民運動会という行事を合わせて考えれば、200mトラックで十分対応出来ると思われます。全天候型グラウンドで建設し、広く町民に使ってもらうべきと考えます。

（・・・）との議事録が残されています。およそ 15 年も前に財政面からも「町にあった規模で」と、提案がされています。

私は今回、あえて全天候型グラウンドの名称は使わず、天候に左右されない全天候舗装グラウンドとさせていただきました。

全天候型グラウンドとは屋根をかけることと思われないように、より分かりやすい表現にさせていただきました。雨が降ってもぬかるむこともなく、風が吹いても土埃が舞うこともない、多目的行事が行われるグラウンド整備が求められています。

階上中学校の校庭をゴムチップウレタン舗装やポリウレタン系全天候型舗装材で天候に左右されない全天候舗装グラウンドへと進めていくお考えはないか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。〔上道議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

おはようございます。

それでは、上道議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、教育委員会が所管しておりますので、この後、教育長より答弁させます。〔町長降壇〕

○教育長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育長、濱浦幸夫君

○教育長（濱浦幸夫君） はい。〔教育長起立〕

それでは 上道議員のご質問にお答えいたします。

町の陸上競技施設につきましては、平成 21 年 9 月定例会において、当時の畑中議員から、議員ご案内のご質問がなされており、全天候型グラウンドについては、学校に併設することも含め、どのような整備の仕方が望ましいのか、関係者の意見も

聞きながら、全体的な視野に立って検討してまいりたいとの答弁をしているところでございます。

全天候型グラウンドとは、雨が降ってもぬかるむこともなく、風が吹いても、土埃が舞うこともない、多目的に行事を行うことが出来るグラウンドのことで、その整備を多くの町民が望んでいるものと思われます。

しかしながら、階上中学校グラウンドにつきましては、体育授業や部活動に加え、学校施設開放として、陸上競技のほか、サッカーなどの球技にも使用されており、天候に左右されない全天候舗装グラウンドにすることにより、球技の使用が出来なくなることが考えられます。

そのため、今年度から第6次階上町行財政改革実施計画において、階上中学校及び道仏中学校の現状を踏まえ、中学校再編の検討をしていくこととしておりますので、議員ご質問の階上中学校校庭の、天候に左右されない全天候舗装グラウンドへの整備につきましても、中学校再編の検討をしていく中で、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔教育長着席〕

○9番（上道二三男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい。9番、上道二三男君。〔上道議員起立〕

○9番（上道二三男君） 9番、上道二三男です。ご答弁をありがとうございました。

質問にあたり、過去の会議録を開示くださいました担当課の職員にはご苦勞をおかけいたしました。感謝申し上げます。

さて、今年度から第6次階上町行財政改革実施計画において、中学校再編の検討をしていく中で、お考えくださるとのご答弁をいただきました。多くの町民が望んでいるものが叶うようお願いをして、質問を終わります。

ありがとうございます。〔上道議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で9番、上道二三男君の質問を終わります。

次に、1番、土橋美加佐君の質問を許します。

○1番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、1番、土橋美加佐君。〔土橋議員登壇〕

○1 番（土橋美加佐君） 1 番、土橋美加佐です。

6 月定例会にあたり、質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。
早速ですが、質問に入らせていただきます。

まず始めに、階上町消防団団員の確保と団員に対する階上町独自の処遇についてです。

階上町消防団は、大正 11 年 6 月に階上村消防組として設立され、階上村警防団、階上村消防団となり、町制施行に伴い、現階上町消防団と名称が変更され、100 年以上の古い歴史があります。

令和 6 年 3 月 8 日には、日本消防協会定例表彰において、全国 2,200 の消防団の中から、秀でた活動が認められ、消防団の名誉でもある特別表彰まといを受賞したことは、私達町民にとりましても大きな名誉であります。本受賞は、全国消防操法大会へ 3 回の出場。青森県消防操法大会では 5 回の優勝。4 つの少年消防クラブにおける熱心な防火・防災教育及び普及活動など長年の活動に対し、大きな評価を得られたものかと思います。

さて、消防団は、市町村の消防機関であり、その構成員である消防団員は、ほかの本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、自らの地域は自らで守るという郷土愛護の精神に基づき、消防活動を行っております。江戸時代の町火消、明治時代の消防組以来の伝統であり、基本精神は現代においても変わらないものであります。

全国各地では、地震や風水害等の大規模災害が相次いで発生し、多くの消防団員が出動。消防団員は、災害防御活動や住民の救出・救助活動などの活動を行い、大きな成果を上げており、地域住民からも高い期待を寄せられています。消防団は地域における消防・防災体制の中核的存在として、地域住民の安心・安全の確保のために果たす役割が大きくなっていますが、全国の多くの消防団では社会環境の変化を受け、様々な課題を抱えています。

当町においても少子高齢化の影響などにより、各消防団において人員が不足している状況であることはご存じのことと思います。町では、行財政改革の一環として平成 17 年度から消防団員の定数を 190 名から 170 名に減らしましたが、減らした後の定数でさえ、定年を更に引き延ばさなければ、団員数を確保出来ない状態でもあります。

そのような中、団員の処遇改善策として、令和 4 年 4 月 1 日からは、市町村が団員に支払う報酬の基準について見直す改正が行われ、これまで出動 1 回につき 1,500 円であった出動手当てについても、火災・災害時においては出動 4 時間以上

で 8,000 円、4 時間未満で 3,500 円となり、そのほかの出動で 1,500 円となりました。

団員確保に向けて様々な取り組みを行っていることとは思いますが、現状について伺います。

平成 22 年には町内初の女性消防団員の加入もあり、現在 7 名の方が活躍されていますが、国では令和 8 年度までに女性消防団員の割合を 10%にする目標を挙げているところです。町としては、国の目標を達成する見込みがあるか伺います。

また、令和 3 年 6 月定例会において検討するとされていた、学生消防団員活動認証制度の導入について現在の検討状況を伺います。

2 つ目ですが、階上町の遊休農地対策について伺います。

農林水産省は、令和 5 年耕作面積は 7 月 15 日現在、429 万 7 千 ha で前年に比べ、2 万 8 千 ha 減少したと公表。荒廃農地から、再生などにより増加があったものの、耕地の荒廃、転用などによる減少もあったためであります。田の耕地面積は 233 万 5 千 ha、前年に比べ、1 万 7 千 ha 減少。畑の耕作面積は 196 万 2 千 ha で前年に比べ 1 万 1 千 ha 減少しているそうです。

日本は水田が定着し、大きな理由として農地としての優秀さが挙げられます。太陽エネルギーの変換率が非常に高いともいえます。現在日本は外国からたくさんの食料を輸入していますが、江戸時代には完全に自給自足。国内の農地から生産された物だけで約 3 千万人が暮らしていたそうです。

今の農業を見てみますと、スマート農業と言われております。米作りであれば、自動運転の田植えやラジコンを使つての直播や薬剤散布もあります。1ha もある田耕地であれば、スムーズに出来るかと思いますが、山間部は 0.3ha にも満たない田や畑が多くあります。

階上町内を回ってみますと、山間部は多くの空き家や土地など目につきます。昔はここで米を作っていたという所、一昔前は畑もやっていたところも多くあります。

しかし、現役で動ける農家さんが居からこそなりたっているものです。高齢化が進み、突然病に侵され、農業が続けられない方も居ると思います。後継者が引き継いで行けば、荒れ地にもならず済むと思いますし、農業を拡大したい方へ貸すという方法もあると思います。私の住む地域の方は、「私の代で農家（米作り）は終わりだな」と話されていました。

そこで質問ですが、今後町として遊休農地の減少に向けて、どのような取り組みを考えているのか伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。〔土橋議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、土橋議員のご質問にお答えします。

消防団員数の全国的な状況につきましては、令和5年4月1日現在で、前年比2万908人減の、76万2,670人となっており、令和4年以降、2年連続で2万人以上減少している状況です。

本町におきましても、消防団員の定数170名に対し、令和6年5月末現在で、団員数133名と、定数に満たない状況であり、地域防災力の強化のためにも消防団員の確保は急務であると考え、議員ご案内の通り、令和4年度より、報酬の支払方法と金額の改善を図り、令和5年度には、消防互助会共済掛金や屯所に掛かる諸費用の公費支給など、積極的に処遇改善に取り組んできているところです。

近年の災害は、激甚化・頻発化する傾向があることから、町民の生命、身体及び財産を守る消防団の果たす役割は、重要化、多様化してきている状況と認識しておりますが、一方で、少子高齢化や町内で仕事に従事出来る1次産業従事者の減少、生活様式の多様化によるワークライフバランスの変化などにより、地域における防災活動の担い手である消防団員の確保が、年々困難となっているのも事実であり、町としましては、打開策を模索しながら、これまで消防団員の確保対策を進めてきているところです。

それでは、1つ目の階上町消防団人員の確保と団員に対する階上町独自の処遇についての件であります。1点目の女性消防団員の割合を令和8年度までに10%にする目標につきましては、議員ご案内の通り、当町においても、平成22年度に初めて女性消防団員が登録され、現在7名と、徐々にその団員数が増えてきたところでもあります。

これまでの団員確保対策は、町広報誌による活動内容の紹介などにより、募集を行ってまいりましたが、各分団の積極的な団員確保に係る活動が、消防団への加入の主なきっかけとなっております。

今後は、更に多くの町民に消防活動について知っていただくため、SNSなど、若い世代に身近な媒体も取り入れ、女性消防団員に限らず、団員の確保に向けた情報発信に取り組むとともに、国が掲げた、令和8年度までに女性団員の割合を10%にする目標達成に向け、努めてまいります。

次に２点目の、学生消防団員活動認証制度の導入に係る検討状況についてであります。現在、本制度を活用した事例は、近隣市町村では八戸市の１件のみであり、令和３年６月定例会の一般質問でも「その制度の導入について検討する」との答弁を行っておりますが、その効果については、未だ検討を要する状況であり、効果的な運用方法など、調査を継続してまいりたいと考えております。

なお、本制度を活用したものではございませんが、本町におきまして、平成１５年に、当時大学生であった方が加入し、現在でも消防団員として活躍している実績が１件あることを申し添えさせていただきます。

いずれにしましても、消防団活動への町民の皆様方のご理解をいただきながら、団員確保について今後とも進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に２つ目の、階上町の遊休農地対策についての件であります。議員ご案内の通り、耕作面積の減少は、全国的な問題であり、本町におきましても、後継者不足をはじめ、農業者の高齢化や不在地主の増加、中山間地における立地条件の悪さや小規模農地による採算性の低さなどの影響から、耕作が行われていない農地は増加しております。

管理されていない遊休農地では、雑草や雑木の繁茂、病虫害の発生、有害鳥獣による被害、ゴミの不法投棄や景観の悪化など、周囲の営農や生活にも支障が生じることから、解消に向けた取り組みが必要であると認識しており、町農業委員会においても農地パトロールを毎年行い、現状を把握するとともに、遊休農地と思われる農地所有者から貸し付けの希望などを確認し、農地をお探しの方へ情報提供するなどの取り組みを行っております。

また、遊休農地発生防止対策としては、農地中間管理制度を活用し、中心経営体への農地の集積や集約、新規就農者への貸し付けを勧めるなど、中心経営体等が引き受けた農地の経営安定に資するよう、経営所得安定対策等、国の交付金制度の活用を推進し、遊休農地の発生防止に取り組んできたところです。

引き続き関係機関と連携して、新規就農者の受け入れの促進や農地の集約化を図るなどの対応で、遊休農地の発生を抑制してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔町長降壇〕

○１番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、１番、土橋美加佐君。

○1 番（土橋美加佐君） はい。〔土橋議員起立〕

1 番、土橋美加佐です。

引き続き質問させていただきますが、今までの消防団の入団はその地区にある分団長が声掛けし入団してもらうようにしておりますが、近年ではとても厳しい状況でもあります。

また、近隣市町村の取り組みとして、八戸市消防団では SNS で消防団活動の配信、三戸町消防団では分団長から団員に個人報酬や共済補償制度の説明をしています。五戸町消防団は消防団ののぼりを設置したり、幼稚園のある管轄の分団がクリスマスの時期にはサンタクロースの格好で幼稚園に行ったり、活動服を着た団員もいたり身近に感じてもらう、将来入団してもらう取り組みをしています。南部町消防団は町有の 2 施設において、団員と同居家族は割引価格で利用が可能になる団員パスポートなどを配布しています。

当町においては、祭りなどイベント時には、臥牛山まつりでは、山手の第 3 分団が警戒に当たり、いちご煮祭りでは浜の第 1、第 4、第 6 分団が警戒にあたっています。団員がイベント会場にいることから、消防団のブースを設けて PR 活動を行ってみても良いかと思います。階上町の文化祭時には、八戸東消防署階上分署の方々が警戒しており、地震体験車を借りてきて実際に体験したり、ポンプ自動車や救急車などの中を見学出来たり、PR を行っております。少しでも消防団の活動を知ってもらうように行っておりますが、町としてはどのように考えているか伺います。

2 つ目の階上町の遊休農地対策についてですが、遊休農地対策について、中心経営体への農地の集積、集約や新規就農者への対策に取り組んでいるとの答弁でしたが、借りてくれる中心経営体にも限度があると思います。

階上町には階上早生そばがあります。蕎麦を植えると草が生えにくいとも言われておりますので、遊休農地に階上そばを植えることを推進し、生産量を増やすとともに、新商品などを開発し消費も増やすことで、遊休農地の抑制対策の一つになるのではないかと考えますが如何お考えでしょう。〔土橋議員着席〕

○総務課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、地代所誠君。

○総務課長（地代所誠君） はい。〔総務課長起立〕

それでは土橋議員の質問にお答えいたします。

私からは町のイベントにおける消防団活動のPRについての件でございますが、議員ご案内の町の主要なイベントでのPRについては、これまで町民文化祭に消防展のブースを設けるほか、分署職員による地震体験車や消防関連絵画展など消防を町民の皆様にとって身近なものとして捉えてもらうためのPRに努めてまいりました。

議員ご案内の臥牛山まつりやいちご煮祭りなどにおいて、同様の活動を行うことが出来れば、更に多くの町民の方々に消防活動をPRすることが出来るものと考えますので、来年度以降の各種イベントにおいてPRブースの設置やビラ配りなど団員確保に向けた消防活動のPRについて検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。〔総務課長着席〕

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは土橋議員の質問にお答えいたします。

私からは遊休農地での階上早生そば栽培と新商品開発の件についてお答えいたします。

階上早生そばの栽培は、一定の品質を確保するため、生産者で組織する階上そば振興委員会が中心となって作付しております。これまでも、作付面積を拡大する際は、遊休農地を活用していただいております。品質と収穫を確保するために圃場もある程度の条件がありますので、全ての遊休農地に作付することは難しい状況にありますので、適した圃場から活用していただくよう調整してまいりたいと思います。

新商品の開発につきましては、これまでも、乾麺、焼酎、そば入り味噌といった商品を作成してきましたが、今後につきましても、健康食として注目される蕎麦という部分を生かした商品開発が出来ればと考えておりますので、観光施設等々連携して、魅力発信出来る商品開発を検討してまいりたいと考えております。

以上です。〔産業振興課長着席〕

○1番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、1番、土橋美加佐君。

○1番（土橋美加佐君） はい。〔土橋議員起立〕

最後になりますが、隣町の岩手県洋野町消防表彰規程によりますと、条例第 3 条の消防団長表彰は、いずれかに該当するものについて行うとあり、1.精練章、2.機械器具点検優良賞、3.機械器具点検奨励賞、4.勤続章、5.団長功労章、6.団長功績章、7.内助功労感謝状、8.消防活動協力者に対する感謝状とあります。

この 7 番目の公助、内助功労感謝状というのは、消防団員としてサービスの任務をよく理解し、支え続けてきたものとあって、勤続 20 年以上で、成績優秀なほかの模範であるものの、妻と記載されております。

消防団員は家族の支えもあっての消防団だと思っておりますので、是非、階上町にも取り入れていただきたいものと考えております。

また、階上早生そばを使用した新商品開発には特に頑張っていたきたいものと思います。

今現在、階上早生そば焼酎が、九州の長崎に階上そばを送り、焼酎にして階上に戻ってきていると伺っていますが、焼酎の蔵元をわが階上町に作り、ふるさと納税の返礼品にしていだけるような取り組みも今後お願いしたいと思っております。

以上で質問を終わります。〔土橋議員着席〕

○総務課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、地代所誠君。

○総務課長（地代所誠君） はい。〔総務課長起立〕

それでは土橋議員の質問にお答えいたします。

私からは内助功労感謝状についての件でございますが、議員ご案内の通り、消防団活動はご家族の支えなくしては継続することが出来ないものでございますので、消防団幹部とも協議しながら検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。〔総務課長着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で 1 番、土橋美加佐君の質問を終わります。

次に、5 番、小坂正年君の質問を許します。

○5 番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5 番、小坂正年君。

○5 番（小坂正年君） はい、議長。5 番、小坂正年です。〔小坂議員登壇〕

5 番、小坂正年です。6 月の定例会に質問の機会を与えていただき、感謝申し上げます。

青森県も青森新時代を掲げ、宮下知事に代わり、色々なことが変わってくることと思います。私達も乗り遅れないように頑張っていきたいと思います。

階上町でも先日、三戸郡総合体育大会が開催され、私もソフトテニスの大会に参加しましたがけれども、階上町が 49 年ぶりに総合優勝を飾ることが出来ました。これは大変嬉しいことだと思っております。

それでは、通告に従い私の質問に入らせていただきます。

まず 1 点目に、出生率向上のための子育て世帯への支援についてですが、人口減少の一つの要因として、少子化が挙げられています。その中でも出生率は低下し続けており、2022 年の青森県の合計特殊出生率は 1.24 となり、過去最低でありました。直近のデータでは、これよりも数値が悪くなっていると思います。

私は、このような状況を変えるには、子育て世帯の経済的負担を軽減する支援が必要と考えています。子育て世帯が共働き世帯であれば、子供を保育園に通園させて、仕事に行くのが現在のスタイルであると思います。その際の保育園の保育料は、前年の世帯の所得によって決定されるため、実際にはその年度の収入が少ない状態で保育料を支払うこととなり、経済的負担が大きくなるのが現実となります。これは保育料の算定時には夫婦共働きで所得が大きく出るのですが、奥さんが妊娠出産子育てと仕事が出来ない状態になり、旦那さん 1 人の所得で保育料の支払いが始まってくるということです。

現在は、国の制度により 3 歳以上の子供の保育料は無償化となっておりますが、0 歳～2 歳までの保育料は無償化となっておらず、また、保育料以外にも子育てには必要となる経費があり、若いお父さんやお母さんほどそれらの負担を感じて、次の子供を産みたい、そして育てたいと思っても、そう出来ない要因になると思われます。

そこで、出生率向上のため 0 歳～2 歳までの保育料に対して無償化とし、少子化対策として取り組む考えがないか、町長の見解をお伺いします。

2 点目に、階上岳の魅力の発信についてです。

今年も 5 月 12 日に、はしかみ臥牛山まつりが開催され、多くの方々に階上岳にお越しいただき、その魅力を発信することが出来ました。また、みちのく潮風トレイルが全線開通 5 周年となり、5 月の八戸周辺のウォークイベントを皮切りに 6 月以降もイベントが開催される予定であり、今後も階上岳を利用する方々が増えるのではないかと期待しているところです。利用される方々に対し、快適に階上岳を利

用していただくには、旬の情報や山野草の情報など、多くの魅力を発信して、知っていただくことが不可欠だと思っていました。

先日、登山されている方から、階上岳には多くの植物があり、登山客や遠足などで来る児童生徒にも分かるように、植物の紹介看板などを作成してみてもどうかとお話をいただきました。確かに階上町のパンフレットには、山ツツジの群生、カタクリ、ケンボナシの紹介があります。しかし、山野草の種類はもっと多く、そのことを知りたい、学びたいと思う人もいます。

そこで、階上岳の魅力の一つである山野草を情報発信に取り組む考えがないか、町長の見解をお伺いいたします。

以上、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。〔小坂議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

初めに、昨日行われました三戸郡総合体育大会では、小坂議員におかれましては、選手また監督関係者としてご尽力いただきありがとうございます。

主会場である新郷村の各競技の会場もあり、教育長を始め、担当職員、そして体協関係者とともに応援に回らせていただきました。関係者や選手の皆様の日々の努力の積み重ねが総合優勝に繋がったものと考え、大変誇らしく、喜ばしいことだと思います。町民の皆様にも勇気を与えてくれたと改めて感謝申し上げます。

それでは、小坂議員のご質問にお答えします。

まず、1つ目の、出生率向上のための子育て世帯への支援についての件であります。議員ご案内の通り、青森県の合計特殊出生率は低下しており、県が公表している資料では、1975年の合計特殊出生率が2.0であり、それ以降は減少の一途をたどっている状況となっております。そのため、県においては、合計特殊出生率2.0以上に道筋をつけるため、安心して子育て出来る青森モデルの確立を目指しています。

また、先般の新聞の記事ではありますが、県の子育て世帯へのアンケート調査の中で出生率の向上に必要なことを聞いたところ、子育てや教育の経済的負担が減ることが77.2%と突出した結果となったことが報道されていたことから、議員ご案内の通り、子育て世帯の経済的負担を軽減することが、出生率向上策の一つであると考えております。

現在の国の制度では、3歳～5歳までの児童の保育料の無償化は図られておりますが、0歳～2歳までの児童については、低所得世帯や多子世帯に限定されており、全ての児童の保育料が無償化となっていない現状にあります。

今般、青森県の令和6年度の予算で学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金が創設され、県が推奨する無償化事業のメニューの一つとして、0歳～2歳までの非課税世帯以外の保育料の無償化事業が掲げられております。

本町におきましては、この県の交付金を活用して、10月以降の保育料の無償化に取り組み、子育て世帯の経済的負担を軽減し、少しでも出生率向上につなげていきたいと考えております。

なお、本事業の予算につきましては、9月定例会において提案したいと考えております。

次に2つ目の階上岳の魅力の発信についての件ですが、階上岳は三陸復興国立公園内に位置し、1年を通して登山が可能であり、周辺の多くの方々から大変親しまれている山であります。

また、みちのく潮風トレイルのコースにも指定されていることから、階上海岸方面から階上岳に向かって、リュックを背負い歩く方々の姿も、見慣れた光景となってきました。

町が平成29年度に実施した、三陸復興国立公園階上エリア植生調査では、階上海岸を含みますが、シダ植物59種、裸子植物12種、被子植物791種、合計862種が確認されており、その中でも、階上岳には北上山地特産種や、青森県指定の絶滅危惧種などの希少な植物も数多く生息しているとのことです。

議員ご案内の通り、登山を楽しむ方からのお話は、町の観光行政にとって、大変参考になるものであります。階上岳に生息する植物に関心を持っていただくことで、観光客入込数の増加や、環境保全に対する意識啓発にもつながるものと考えますので、植生調査の資料を基に、関係者と連携しながら、登山道で目に入る植物の看板やチラシで、群生地を紹介するなど、ほかの国立公園での標示方法を参考に、情報提供出来るよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔町長降壇〕

○5番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5番、小坂正年君。〔小坂議員起立〕

○5番（小坂正年君） はい、5番、小坂正年です。

それでは、1 点目の再質問をさせていただきます。

県の交付金を活用して事業を実施していく旨、答弁をいただき、ありがとうございます。県の交付金が終了したあとも、出来れば国の施策として実施出来れば良いのですが、国、県の支援等なくとも、是非、継続して実施していただきたいと思います。

また、他の市町村では育児祝い金など、更なる子育て支援を実施している団体もあります。今年 3 月定例会の当初予算の質疑の中で、私から 5 人を超えて子育てをしている方に奨励金や助成金等を考えてはどうかとお話させていただきました。近隣でも実施している事例もありますが、そのような支援をしていく考えはないかお聞きします。

2 点目についての再質問ですが、階上岳にある山野草の紹介や、三陸復興国立公園内での保護の観点からも、確認することが出来、ありがとうございました。今後多くの利用者が快適に、そして自然環境を守りながら過ごせる空間となるには、適切な情報発信が必要と考えます。

町ホームページを活用して、ツツジの開花情報などが発信されていますが、先日ツツジを見に来られた方からは、ツツジの開花情報を知るすべがなく、たまたま来て満開だったので運が良かったが、もっと情報が入手出来やすければありがたいとの言葉をいただきました。

町や観光ネットワークでは、インターネットや SNS での情報発信に努めていると認識していますが、高齢者やネットの出来ない方への魅力発信について何かすべがないものかと思案し、町としての発信手段についてご検討いただけないかお伺いします。

以上、よろしくお願いいたします。〔小坂議員着席〕

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、すこやか健康課長、平戸由紀子さん。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。〔すこやか健康課長起立〕

それでは小坂議員のご質問にお答えいたします。

私からは、育児祝い金など、更なる子育て支援をしていく考えはないかということについてお答えさせていただきます。

本町におきましては、他の自治体と同様に、国の制度になりますが、令和 4 年度から出産子育て応援給付金事業を実施し、妊娠届け出時の面談後に 5 万円、出産後

の手続きを行うことで、5 万円の合計 10 万円を支給しております。また、児童手当が本年 10 月分より拡充され、第 3 子以降は倍額の月額 3 万円の支給となります。

他の自治体を見ますと、議員ご案内の通り、この事業のほかに、祝い金のような名称での経済的支援を実施している事例もあります。まずは制度的な部分の把握や自治体での効果の聞き取りを行いながら把握に努めてまいりたいと思います。

少子化対策や子育て支援につきましては、子供の成長段階、ライフステージに応じて親の経済的負担を軽減することが重要であることから、町の施策を総合的に判断し、検討してまいります。

説明は以上でございます。〔すこやか健康課長着席〕

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは小坂議員の質問にお答えいたします。

私からはツツジの開花情報の提供方法についてお答えさせていただきます。議員ご案内の通りツツジの開花情報は町ホームページにおいて提供しております。ホームページのほかにフォレストピア階上、登山道入口、交流の森広場駐車場に掲示板を設置し、今年は 5 月 11 日～6 月 2 日までの間、3 日に 1 度程度のペースで情報を更新し、開花情報を提供いたしました。

現在の提供方法では、議員ご案内の通り、インターネット等を利用いただいていない皆様は情報入手が難しいと考えます。

また、掲示板についても、実際に階上岳周辺までおいでいただいた方への情報提供となっており、広く情報発信がされていない部分もあると感じております。どのような場所でどのように発信することが、効果的な情報発信となるのか。また考えた方法が実現出来るのかなど、様々な問題があると思いますが、開花情報が広く周知され、たくさんの方においでいただけるよう、関係者のご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔産業振興課長着席〕

○5 番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5 番、小坂正年君。〔小坂議員起立〕

○5 番（小坂正年君） はい、5 番、小坂正年です。

最後をお願いをして終わりにしたいと思います。1 点目についてですが、財政的な面も当然ありますが、人口減少は将来の町の減税にも繋がることから、今出来ることを積極的に実施するべきと考えますので、適切な子育て世帯への支援をお願いし、1 点目の質問を終わります。

2 点目についてですが、様々な情報の伝達手段がありますが、広く周知するのは大変難しい部分があるとのことではあります。情報入手が困難な方にも、出来る限り情報提供出来るように努めていただくよう、お願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。〔小坂議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で5 番、小坂正年君の質問を終わります。

次に、7 番、大下修君の質問を許します。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい、7 番、大下修です。よろしくお願いします。

〔大下議員登壇〕

7 番、大下修です。よろしくお願い申し上げます。

一般質問を行う前に再度、二元代表制と議会について確認し、質問に入らせていただきます。

二元代表制とは、執行機関の長と議事機関、政策や予算などを審議し、決定する機関の議会と、どちらも直接、選挙で住民から選ばれ、町民に対し直接、責任を負う制度であると理解しております。

そして、議会とは議事堂に参集し、議論する場でもあります。まさに町民のためになることを執行機関と議会の議員それぞれが喧々諤々と自分の考えをぶつけ合い、真剣に議論する場であると思います。最終的には民主主義にのっとり、多数決で議決になろうかと思えます。まさに議場は、政策や予算を審議し、議論をチェックする場であります。

議論について階上町議会会議規則で以下のように定められています。

階上町議会会議規則の質疑回答のについて、第 55 条では、質疑は同一議員につき、同一の議題について 3 回を超えることが出来ない。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りではないとされております。

また一般質問について、第 61 条では、議員は町の一般事務について、議長の許可を得て質問することが出来る。質問者は、議長の定めた期間内に議長にその要旨を文書で通告しなければならない。これが議員の方々がよく言われる通告に従いとなるわけであります。質問の順序は議長が定めると、第 61 条に記載されて定められたものです。

以下等々ありますが、この規定に我々議員が質問を行っているものと理解しております。

時間については、ここに 60 分という時間ありますけれども、規定がないものの、一般質問については、便宜上、議会運営委員会において、60 分と定めて申し合わせ事項として運用しているものと理解しております。

改めて、このルールを確認し、ルールを遵守して質問を行ってまいります。

始めに、交通弱者対策について質問を行いますが、質問の前に、去年の秋口だったと思いますが、新聞に掲載されていた階上町民の意見を読ませていただきます。この方ですけれども、以下のように掲載されておりました。

高齢者宅を訪問し、よく聞かれる声は、「高齢者になり視力、体力の衰えがあり運転出来なくなった」「通院や買い物の自由が利かない。1 回の通院に 6 千円、町内のスーパーへの買い物でも 5 千円のタクシー代がかかる」「町のコミュニティバスで行けるのであれば良いが、バス停は遠く足腰の弱い自分達は 1 時間歩いても到着しなくて断念した」「年金暮らしなのに金ばかりかかる」ほかにも、「膝の手術をしてから歩けなくなり、杖を 2 本使ってやっとゆっくり歩いている」「バスはここまで来ない」「議員達は選挙のときは挨拶回りするが、当選後は来なくなる。皆さんのために、階上のためにと口だけか」など、ほとんどが自分達が町の施策から置いてけぼりだったという不信、生活への不安だ。町の総務課に相談したが、コミュニティバスは入っていけない場所だという。バスの利用者は少ないようだ。

テレビ報道で、利用者のニーズに対して柔軟に運行するデマンド交通システムの自治体があると知った。その中には、自由経路、ドアツードア型もあり、運行ルートもバス停もなく、利用者の指定場所を巡る方式であるという。

私達は、老齢になると自分の意思だけでは体を自由に動かせぬ、動かせない状況になる。生まれてから死ぬまでの人間の一生に合わせた生活支援施策を進めてほしい。という記事でございました。

また、今朝の新聞では、高齢者の集う場所があれば、高齢者が生き生き元気になると、高齢者のコミュニケーションの場を市長に要望していました。まさにその通りであると思います。

人口減少、少子高齢化社会、地球温暖化、カーボンニュートラルなど大きく社会の構造が変化している中、宇都宮市などの新たな交通システムやライドシェア、デマンド交通システムなど通常のバス路線や循環バスからの、その土地にあった新しい公共交通システムを模索している状況が全国的に見受けられます。

当地方においても、様々な理由により免許返納した方を含め、買い物難民と言われる方々や病院に通院することに困難を極めている方々など今までのバス路線や循環バスでは解決出来ない交通弱者が多くおられると認識しております。これは、緊急かつ重要な問題と認識しております。

また、聞くところによると病院や買い物困難者だけでなく、町の行事や社会教育、敬老関係にも参加したいものの交通手段がなく参加出来ないと嘆いておられる方もあるようです。

青森県内でも三沢市を始め多くの交通弱者のいる市町村の認識は、従来のバス路線を廃止して家の前まで来て頂けるタクシーの活用、乗合いタクシー、デマンド交通に集約されると思います。

3月議会でもバス停まで歩くことが困難な、通院、買い物困難者の支援について2名の方が一般質問をしておりました。本当に緊急的な重要な案件です。

町長も「交通弱者に対して大変重要であると認識している」と答弁しております。大変ありがたいお言葉です。あとは、仕様、条件、制度設計を決めていつから実施するか、実行あるのみと思います。デマンド交通を既に実施している先進的な二戸市や九戸村などを早急に視察し進めることが町民の付託に答えることであると認識しています。当町は、いつからデマンド交通（実証運行）を進めるのか、今後のスケジュールを伺っておきたいと思います。

次にごみの削減効果について伺います。

3月議会では令和4年度の廃棄物等収集委託料のごみの種類ごとの排出量を伺ったところ、燃やせるごみ2,861トン、不燃ごみ134トン、資源ごみ395トン、粗大ごみ168トン、有害ごみ5トンと回答をいただきました。

しかし、削減効果の回答を得ていけませんので伺います。燃えるごみ重量10トン、または、100トン。単位はいくらでも構いません。これに対して削減する金額でいくら削減出来るのか。これについて伺います。

算出にあたり、算式についても伺います。

3点目ですけれども、町の財務と財政について伺います。3月議会で質問させていただきましたが、途中で時間切れになってしまいましたので、再度質問させていただきます。

特別会計の公共下水道事業について伺います。この公共下水道事業は、いつから予算を獲得して始めたのかまず伺いたと思います。

20年以上、または、20年に成ろうかと思えます。この事業にいたった時期及び予算を獲得した年度を伺います。

併せて、令和6年度の予算を含めた、公共下水道事業の累計の事業費を伺います。

次に、この下水道事業の受益者負担の借金残高21億円を支払う方々とその方々が支払う場合の返済金額を伺ったところ、「下水道事業関係者は、性質上、能率的な経営を行っても、その収入のみで困難な場合は、一般会計で負担出来ることとなっているので、町及び受益者で負担するものと考えている。返済額については、単純に1人あたりの金額を計算することは妥当でない」と答弁しております。

私の単純な試算の返済額は、以下の通りの算式と金額になります。21億3,200万円の借金を町民人口1万3千人で割ると、1人あたり24万1千円です。世帯数6千世帯で割ると1世帯あたり35万5千円となります。受益者だけで負担することになると21億3,200万円を加入者人口、令和4年度の2,210人で割ると1人あたり96万4,706円となります。

町は、町及び受益者負担することから試算をすることは適切でないと回答しておりますが、受益者と全町民の負担の割合をどのように考えているのか大雑把で構いませんので伺います。

例えば試みの試算であっても。知る権利、考える情報を得ておくことが、町民の権利でもあります。町民の税であり予算です。試みの試算を図ることも必要です。よろしくご回答をお願い申し上げます。

公共下水道事業は、階上町全予算の事業の中で予算割合が非常に大きな比率を占めております。今年度も5億6,400万円を計上しています。進捗率40%未達でございます。加入率64%を考慮して公共下水道事業は、40%達成段階で凍結すべき事業と考えます。優先すべきは、デマンド交通やごみ問題、防犯灯の補助、小中学校を含めた子育て支援など、人口減少対策の予算を投入すべきではないでしょうか。進捗率40%、認可面積191haで一時凍結し、加入者のサービスの向上と加入率向上に業務を集中させるべきと考えます。町の見解を伺います。

青森県内で下水道事業を中止した、むつ市を含む9市町村と同様に第三者機関に公共下水道事業を客観的に評価していただく考えがないのか伺います。

次に当町には、9種類の基金があります。基金には設立の目的や経緯があります。設立当初から相当の時間が経過しています。設立当初と現在では、財務状況や考え方、キャッシュフロー（現金の流れ）、地方公会計（資産と負債の突き合わせなど）、施策も社会の変化とともに大きく変わっております。基金の額とともに数を見直すべきでないでしょうか。

色々な目的で基金が創設されました。基金は、財政調整基金のように、自由度がある基金が1つあれば良いと考えます。シンプルで分かりやすい基金、会計が求められています。いわゆる見える化、透明性です。私見ですが、私個人の意見ですが、4つの基金。財政調整基金、国民健康保険特別会計財政調整基金、介護保険給付費準備基金、森林環境贈与税基金。この4つの基金で十分かと思います。3月議会終了後に新聞でも報道されておりました。国も無駄な基金の見直しに着手したと報道されておりました。

例えば、肉用牛導入事業基金です。この基金は国が目的を達成したため取りやめた事業を階上町が独自に復活させた事業です。もう十数年前のことです。肉用牛導入事業者に無利子で5年間1世帯120万円まで貸与する事業です。

一方、階上町事業活性化資金特別補償制度は、1.9%の利率で10年以内1企業2千万円以内です。

偏った業種に恩恵がある事業で公平性、フェアに欠ける事業と考えます。税の使い道として全く公平といきませんが、なるべくフェアにしていくべきかと思います。これについて見解を伺います。

次に町長の目指す、財政規模や町債を含めた財源確保、プライマリーバランス（借金をしないで収支を均衡にする）など、施策を行うにあたっての財政・財源に関する考えについて伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

〔大下議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、大下議員のご質問にお答えします。

まず1つ目の、交通弱者対策についての件であります。いつからデマンド交通の実証運行を進めるのか、今後のスケジュールについてであります。先の3月定

例会における一般質問の答弁と重複しますが、デマンド交通につきましては、既存のバス路線やタクシーとの競合が生じることにより、地域全体の交通サービスの質が低下するリスクがあるため、現時点では実証運行の実施予定はございません。

今後のスケジュールにつきましては、他市町村の活用事例やメリット・デメリットなどの情報収集に努め、町の公共交通への影響について、引き続き調査研究を行ってまいります。

次に2つ目の、ごみの削減効果についての件であります。燃えるごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみの削減効果による金額及びその算出の計算式についてであります。町の一般廃棄物処理に係る経費には、八戸地域広域市町村圏事務組合の負担金と、町と業者が直接契約を締結する一般廃棄物等収集委託料があります。

八戸地域広域市町村圏事務組合の負担金につきましては、負担割合の積算根拠が、構成自治体の人口や標準財政規模、処理実績のほか、廃棄物処理に係る管理運営費などであり、ごみの削減効果としての金額を各方面に確認したところ、積算については、極めて困難であるとの回答でありました。

そこで、削減効果ではありませんが、ごみ焼却施設に係る負担金を町の燃えるごみの総量で割った金額を比較してみますと、令和3年度は総量 2,960 トンで、1 トンあたりの処分費、約 18,300 円、令和4年度は総量 2,861 トンで、1 トンあたりの処分費、約 18,400 円、令和5年度は総量 2,800 トンで、1 トンあたりの処分費、約 20,100 円となり燃えるごみの総量の減少が1 トンあたりの処分費と比例しない結果となり、処分費用を削減効果として比較出来ないことが分かります。

次に、町の一般廃棄物等収集委託料については、毎年、収集コースや処分量のほか、燃料費、人件費などから算出し、入札により契約しております。人件費や諸経費の高騰などにより、こちらについても、ごみの削減効果について、一概に比較することは適当ではないと思われます。

一般的な効果として申し上げますと、一般廃棄物の減量化は、焼却により生じる二酸化炭素を削減し、地球温暖化を防止したり、清掃工場の焼却炉を少しでも長く使えるようにすることで、財政負担を軽くするほか、既存の最終処分場の延命化にもつながるため、経年で見ると処理経費の削減につながっているものであります。

燃えるごみの減量は、一人一人の意識と行動がとても大切なことから、町としても、リデュース・リユース・リサイクルの3Rや、食品ロスの削減など、今後も推進してまいりますので、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

3つ目の、町の財務と財政について（その2）の件であります。

始めに 1 点目の公共下水道事業の検討に至った時期及び予算化した時期につきましては、平成 6 年度に水道整備基本構想を策定するための委託を実施し、生活環境の改善と水質汚濁防止に寄与するための施策として、下水道事業の検討に入りました。

また、令和 6 年度の予算を含めた累計事業費についてであります。平成 6 年度～令和 6 年度までの累計事業費は、人件費を含め、60 億 8,100 万円となる見込みでございます。

次に、2 点目の起債残高返済額について、受益者と全町民の負担割合をどう考えているかについてであります。先の 3 月定例会において答弁しております通り、公営企業は、収入をもって経費に充てる独立採算を基本とし、経営するべきものとされていますが、性質上、能率的な経営を行っても、その収入のみをもって充てることが困難と認められる経費については、一般会計で負担出来ることとされております。

次に、3 点目の現認可区域の整備で事業を一時凍結し、加入者のサービス向上と加入率向上に業務を集中させるべきではないか、についてであります。令和 6 年 4 月からの公営企業会計の移行に伴い、資産評価、減価償却、耐用年数等を反映した新基準による経営戦略の改定が必要とされ、施設整備や老朽化対策等の現認可区域における資本的収支予測や、使用料等の収益的収支予測により、将来にわたる経営課題の分析と解決方法について、今年度、検討を行うこととしております。現認可区域の今後の下水道事業の方向性については、この結果をもとに、健全な事業経営を実現するための必要な施策を考えていくとともに、これまで通り、令和 8 年度に完了を予定している現認可区域内の工事を優先させてまいりたいと考えております。

次に、4 点目の下水道事業を中止した市町村と同様に第三者機関に客観的に評価してもらう考えはないか、についてであります。下水道事業の方針や経営戦略、使用料の改定、事業計画の変更などについては、町諮問機関の階上町下水道審議会において、審議することとしておりますので、この審議会に諮りながら、今後の下水道事業計画について、検討してまいります。

次に、肉用牛導入事業基金についてのご質問でありますので、町の基金について、若干、ご説明させていただきます。

現在町では、地方自治法第 241 条第 1 項に基づき、町基金条例を設置しており、財政調整基金、減債基金、国民健康保険特別会計財政調整基金、地域福祉基金、介護保険給付費準備基金、公共下水道事業償還基金、肉用牛導入事業基金、公共用地取得基金、森林環境譲与税基金を設置しております。

財政調整基金は、町財政の調整資金に充てることを目的としているもので、減債基金は、地方債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資することを目的としており、国民健康保険特別会計財政調整基金は、国民健康保険の財政の健全な運営に資することを目的に、地域福祉基金は、高齢者の居宅における福祉の増進に関する事業等を行う民間の団体に対する補助等を行うことにより、地域における高齢者の福祉の増進を図ることを目的に、介護保険給付費準備基金は、介護保険の財政の健全な運営に資することを目的に、公共下水道事業償還基金は、公共用水域の水質保全と町民の生活環境の向上を図るために、下水道等処理施設を整備する事業に関する、公共下水道事業債の元利償還に要する経費の財源に充てることを目的に、肉用牛導入事業基金は、肉用牛生産の振興に資することを目的に、公共用地取得基金は、公共施設の用地を円滑かつ効率的に取得することを目的に、森林環境譲与税基金は、森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てることを目的として、それぞれの基金条例により設置されている基金であります。

なお、基金の管理につきましては、地方自治法第 241 条第 2 項により、当該基金の設置条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされており、基金の処分につきましては、地方自治法第 241 条第 3 項により、特定目的のために財産を取得し、または資金を積み立てるための基金は、当該目的のためでなければ処分出来ないとされております。

町としましては、これまでも、令和 3 年度末に、東日本大震災復興基金を当該基金の役割を終えたとして廃止をするなど、それぞれの基金の目的に沿った管理を継続していくこととしております。

それでは、5 点目の肉用牛導入事業基金についてであります。基金事業と一般会計で実施する振興対策事業を比較されており、一概に回答出来る質問ではございませんが、肉用牛導入事業基金の対象者は、町内の肉牛生産者で、事業活性化資金特別保証制度の対象者は、町内の中小事業者となり、それぞれの受益者や利用目的が違うものであり、その時々々の社会情勢の中での問題を、効果的に解決出来るよう条件を検討し、定めているもので、公平性に欠けるとのご指摘には当たらないものと考えております。

最後に、6 点目の、施策を行うにあたっての財政・財源に関する考え方についてですが、町の財政運営につきましては、従来からの行政サービスに加え、障害者福祉費、子ども子育て施策の充実等に伴う扶助費の増加、公共施設の長寿命化対策、業務の電算化等による物件費の増加、臨時財政対策債の縮減などの影響により、令和 6 年度の当初予算においては財政調整基金からの繰入れに頼らざるを得ない財政運営となっておりますが、国の交付金等を活用出来る事業の選択や、既存事業に交

付金等の財源を充当するなど、予算の選択と集中を効果的に推進し、基金残高の保持に努めている状況です。

町の財政は、地方交付税に収入の多くを依存しておりますが、住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、歳入確保策や歳出抑制策を講じるとともに、公営企業会計に移行した下水道事業につきましても、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、引続き財政の健全化を進めて参ります。

以上でございます。〔町長降壇〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。〔大下議員起立〕

○7 番（大下修君） はい、7 番、大下修です。

ご回答ありがとうございます。非常に残念な回答であったかと思えます。

交通弱者に対する十分な理解をされているということで記載をしておりましたが、今のところ検討していないということです。

私は青森県内やほかの県について、デマンド交通に対してはまた実証実験をこれから始めるところとかあるもので、先行して進んでいる二戸市や九戸村に電話や、行ってきて概要を聞いてきました。

九戸村では、方針を出してから半年で実施されたそうです。町長の方針一つで、規模は違いますけれども当町であれば 1 年もあれば実施出来るのではないかと思います。これについていちいち必要はないですけれども、九戸村や二戸市に行って、内容を聞いては如何かと思えます。

九戸村では、ゴミステーションごと歩く距離は大分短いです。そこをバス停代わりとしてデマンド交通を実施しているそうです。

例えば、小松内科に行きたいとして、月曜日、小舟渡地区から 1 名、駅前から 1 名、道仏から 1 名と、3 名乗りたいとした場合には、小舟渡から駅前回って道仏回って、ここへ来れば良いのです。今だと 1 時間かかります。足腰の強い人は歩いて、1 時間歩いてここに来てるんです。帰りが 1 時間半かかるから、そんな状況なんです。

そういう方々、今まで階上町のために努力して頑張ってきた高齢者の方々の声に耳を傾けていただきたいと思えます。

そしてバス路線や基幹のところは残しているそうです。あとは廃止したと、予算的にはどっこいどっこいだというふうに伺いました。

そうもいかないところはあろうかと思えますけれども、3月にも質問しました。当町の資産はいくらでしたっけ。257億8,900万円、貸借対照表ですね。負債総額63億1,900万円、純資産194億7千万円あります。お金はあるんです。ただ、その中でランニングコストは今の階上町で3千万か3千いくらかけているバス路線、同等であっても、車両購入などの補助金は必要でしょうということで、そういう補助は出してあげたそうです。幸いにも当町にはタクシー会社がございます。是非とも検討していただきたいものと思います。

また、お願いになるんですけども、九戸みたいに100円ではいけないと思えますけれども、500円でも十分利用する方々がおられると思えますのでお願いします。

問題は八戸市内の病院通いです。行政区の枠を超えて、公益で考えていただきたいものと思います。どうか、町長の決断、方針を早く決定していただいて、速やかに職員が動いてもらうようにお願いして、これについては質問を終わらせていただきます。

次に、ゴミの削減効果についてでございます。

中々難しいという答弁でございました。3ヶ月前にそういう答弁をいただければありがたいなあ、今回質問することはなかったのかなあと思います。

しかし、町民1人あたりの、もうこれ時間ないんで聞かないんですけども、ゴミの産出量は青森県内でも階上町は1キロを切って、いくらだったのかちょっと忘れましたが、相当町民は努力して効果はあるものと思っております。数字を測って、あなた方の努力の結果ですよ、と広報などでお示しすることも必要ではないでしょうか。

次に下水道事業。町の財務と調整についてですけども、下水道事業の累積が60億8,400万円。約60億ですね。年間予算、階上町の全予算を今まで40%、半分行ってないですよ。40%のところまでに60億使ったということです。大きな金額です。そのことによって、どんな事業がなされなかったのか。

青森県内でゴミの回収、週1回。階上町だけではないでしょうか。防犯灯の補助に今年度は少しつけていただきましたが、階上町だけです。

階上町民の奉仕で成り立っていると言っても過言ではありません。

もう少し町民のため、我々行政に携わる者、この行政に予算を使う我々のお客様は誰でしょう。町民ではないでしょうか。町民の幸せを第一に考えるべきかと思えます。

下水道の評価委員についても、下水道審議委員会とはしておりますけれども、専門家ではございません。この前の全協での災害の、公害に関しても専門家でない方々が色々審議されているようです。やはりきちっとした知識のある工業大学の先生方

とか八戸大学、そういう方々を審議委員会や評価委員会に入れていただいて検討することが望ましいかと思います。この辺についても、検討していただきたいと思います。

基金についてですけども、町長のお言葉を聞いていると止められない規定があるような言い方をされておりますが、そういうことはございません。そういうふうに取り取れるものもありますけれども、国でも県でも市町村の意思を大事にして、市町村が決めてくださいとなっております。町長のリーダーシップ次第だと思います。

ましてや減債基金、貯金が総額 40 億あるんですよ、階上町の。基金を、3 月にも言いましたけれども、40 億預けていくら利息がつかましたか。こういったところを是非ですね、お金の使い方というものを考えて、世代間の不公平だとか、色んなことを考えて、いただきたいと思います。プライマリーバランスについても意見ございましたけれども、そういったところで考えていただいて、より良い財源になるための施策を実施していただきたいと思います。

最後に質問をします。

令和 4 年度の決算書の＜10 分前＞財産管理状況の（1）です。公有財産の③山林とあります。④に有価証券とあります。

これを取得した理由を伺います。

階上町で山林を、場所は分かりません。何のために山林を持ったのか。町で持ったら税金も入ってきません。なぜ山林を 83 万 446 平方メートルですか。数字はいいですけども、その理由を伺いたいです。

また、有価証券についても、青森放送、東北電力、雪印メグミルク、等ですね。株を購入しております。金額は多くはないですが、なぜこの株を持ったのか。そして、この株による配当金は、令和 3 年度でも令和 4 年でも結構です、いくらあったのか。

山林については、山林の財産評価これについて伺います。

以上です。〔大下議員着席〕〔大下議員起立〕

すみません。もし分からなければ、あとでも良いです。ただ、3 ヶ月も先では困ります。

よろしくお願いします。〔大下議員着席〕

（議長、総務課長ほか再質問を整理中）

○議長（長根岩夫君） ただいまの審議ですが、大下議員のほうから様々なご意見はあったんですが、質問としたのは最後の 1 件のようです。

それ以外のことでも今、答えることが出来る要件があるかということを確認してました。

どうですか。

(○????? ないです。)

○議長(長根岩夫君) 残念ながら、大下議員、最後の部分は通告外の質問になります。だから次回のときにまた再度、事務局のほうからお話させますので、ご了承願いたいと思います。

よろしいですか。

○7 番(大下修君) はい。

○議長(長根岩夫君) 最後の質問の時間ありますがどうしますか。3 回目。特別なければ無理しなくても良いです。

○7 番(大下修君) いや、結構です。ありがとうございます。

○議長(長根岩夫君) そうですか。それでは、大下議員の質問を終わります。

まだ一般質問は 2 件残っております。

ここで 15 分ほど休憩をいたしたいと思いますので、開会時刻は 12 時 10 分といたします。よろしくお願いいたします。(休憩 11 時 57 分～12 時 10 分)

(再開)

○議長(長根岩夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番、中島孝一君の質問を許します。

○3 番(中島孝一君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、3 番、中島孝一君。

○3 番(中島孝一君) はい、3 番、中島孝一です。〔中島議員登壇〕

3 番、中島孝一です。

私は、現在国も県も最重要課題として取り組んでいる少子化対策についてと、昨年、各町内会で策定した協働のまちづくり計画の道路の整備について質問いたします。

少子化対策について。

今年の4月24日、民間組織の人口戦略会議は、2020年から30年後の2050年までに、20歳～39歳までの女性人口が、50%以上減少すると推計される自治体を、将来消滅する可能性がある自治体、消滅可能性自治体と命名し、全国1,729市区町村の4割強の744市町村が該当するとの、全国の一覧を公表しました。

今から10年前の2014年、日本創生会議が2010年から30年後の2040年までの同様の分析結果を初めて公表し、全国の自治体に大きな衝撃を与えたのですが、それから10年経った今年の消滅可能性自治体の公表でした。

結果は新たに99自治体が追加され、一方で239自治体が消滅可能性を脱却する改善が見られたとされました。しかしながら、これは外国人住民の増加が主な要因で、少子化基調は変わっていないとしています。10年前の公表に危機感を抱いた政府の地方創生政策を受けた、各自治体の定住促進策等も、結果的には若年人口の奪い合いとなり、自然減対策となる人口減を食い止める効果には乏しかったとしています。

階上町は10年前の2014年の日本創生会議の推計では、20代～30代の女性人口が、2010年の1,339人から30年後の2040年、451人と約66%減少し、また今回の人口戦略会議の推計では2020年の1,056人が、30年後の2050年には380人と約64%の減少で、約2%の改善は見られましたが、いずれも50%以上の減少率で消滅可能性自治体に該当しています。

私は今より数十年前になりますが、統合前の旧大蛇小学校に通っておりました。クラスメイトは40人。全校で児童は240人ほどで、朝の朝礼に講堂がいっぱいであつたと記憶しています。それが3年前の統合時点では新入生を含めた全校で30名程度と、ほぼ8分の1になっているのですから町の消滅可能性について信じたくはないのですが、実感としてありえると、納得せざるを得ないのです。

統計によると、統計によると、2030年頃から20代の若年人口が急激に減少するため、この数年間がこの国の少子化傾向を反転出来るかどうかのラストチャンスと見込まれています。

そこで政府は少子化をこれ以上放置出来ない待ったなしの課題とし、今年3月、異次元の少子化対策のたたき台となる、こども・子育て政策の強化の試案を発表しました。今後3年間を集中的取組み期間として、児童手当の拡充や学校給食費の無償化に向けた取り組みの経済的支援、保育サービスの改善等の子育て支援、男性の

育休取得等の働き方改革、こどもファスト・トラック等の意識改革などを列挙し、首相が議長のこども未来戦略会議を設けて、開始時期や財源の議論をするとなりました。

また、4月にはこども家庭庁が業務を開始し、深刻化する少子化対策を始め、虐待や貧困、ヤングケアラーなど多様な課題に取り組むことになりました。

青森県では、昨年6月当選した宮下知事は、同年9月創設した青森県こども未来県民会議の初会合を手始めに、一般会計補正予算において、物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担を軽減するための、青森県子ども・子育て世帯応援金事業を。また、教職員の働き方改革の一環として、県立学校全67校にICT教育サポーターを派遣する経費などを計上しました。また、同年10月の2024年当初予算を、知事が掲げる青森新時代の本格スタートと位置付け、少子化への挑戦を最重要課題とし、合計特殊出生率2以上を目指しています。今年2月、新年度予算には全国に先駆けた県内全小中学校の学校給食無償化に向けた市町村への交付金を盛り込み、不妊治療費の全額補助も新たに掲げています。

しかし、以上のような異次元の少子化対策などは、社会的要請からとられる政策であり、子供を生み育てたい人に、生み育て易い環境を整備することでサポートするものであります。当然のことではありますが、結婚する・しないは個人の権利であり、子供を生む・生まないは夫婦の権利であります。周りから強制することでも、されることでもありません。そして、現実には生涯未婚の人が増えています。内閣府の2022年の少子化社会対策白書によると、女性の生涯未婚率の中で50歳時の未婚割合は、1970年は3.3%であったが、2000年代に入って急激に高まり、2020年には17.8%にまで上昇したとされています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の2021年の調査では、独身の人（18歳～34歳）のうち、結婚をしたら子供を持つべきと考える女性は36.6%と、6年前の2015年の調査の男女ともに、7割程度であったものが、ほぼ半減したとされています。それらの結果を反映し、2022年に生まれた日本人の赤ちゃんの数は77万人と過去最少を更新し、合計特殊出生率は1.26で過去最低となりました。今後も大幅に減少すると考えられております。

その原因として、実質賃金の低下など経済環境が厳しく、非正規雇用などの不安定な雇用環境に結婚への準備が整わないことなどで婚姻率が低下し、結婚しても特に女性はジェンダーギャップ（男女間格差）の解消されない問題、出産・育児休暇によるキャリアの断絶、その後の再就職の困難さや低賃金、また、長時間労働や意識改革が進まない男性の、家事・育児への不理解・不参加などで、子どもを生み・

育てることでの経済的、身体的、心理的負担が大きく、安心して出産に踏み出せないとお産意欲が減退していることが要因と考えられます。

世界経済フォーラムの2023年6月21日発表の、ジェンダーギャップ指数：女性の数値／男性の数値、において、日本は146カ国中の125位と非常に低く、2006年の開始以来最低でした。分野は政治、経済、教育、健康の4つありますが、教育と健康は世界トップクラスですが、政治と経済は低いとされています。

また、女性活躍推進法に基づき、2023年度から全都道府県職員の前年度職員給与の男女差の情報開示が義務化されました。2022年度の平均年収は全てで女性が男性を下回り、半数を超える28府県で男性の7割台であったことが分かりました。

ジェンダーギャップ（男女間格差）の影響は深く重く残っています。男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、男女共同参画社会基本法など、法整備は進み、成果も出てきているのですが、少子化は改善されていないように見えます。制度や仕組みを変えると同時に、意識も変える必要があるのです。古い家族観、戸主制度、また終身雇用、年功序列制などを変え、男だから、女だからなどという固定観念や思い込み、習慣、無意識の思考や行動パターンにとらわれずに、家事や育児も男女が共同で行ない、女性も男性と同様に社会に進出し活躍する、企業も役所も家庭も自身もそれを理解して応援する、そんな社会になれば、若い人達も安心して子供を生み、育てられることになるのではないのでしょうか。

昨年3月の中央紙の新聞の、子育てしやすい社会へ、日本はどうすれば、という記事にアメリカのハーバード大学教授が次のようにおっしゃっていました。「日本では多くの方が子供を育てにくいと考えているのが現状。原因として長時間労働を挙げている。共稼ぎが多い家庭で夫が長時間労働であれば、妻は仕事のあとも子供のお迎えや世話など家のことのほぼ全てをやらなくてはならず、大きな負担になる」。男女の育児負担を平等にするには、との問いに、長時間労働を減らす働き方改革と男性の育休の義務化を挙げていました。

とても的確な提案だと思います。これが出来なければ日本は想定通りに人口減少が確実に進んでいくだろうと私は思います。

そこで町長に、階上町の少子化対策に関し、お考えをお伺いします。

1、これまでも国も県も少子化対策を実施してきましたが、少子化に歯止めがかかっていないことから、この課題は大変に困難な案件であると考えます。

しかし、この数年間が日本の国の人口減少を回復するラストチャンスであると言われていて、日本の高齢化率が35%に迫る2040年に生産年齢人口の15歳～64歳が今の2割の1,200万人も減少し、8割社会が来ると想定されている状況にあって、国も県も少子化対策を最重要課題として取り上げました。

階上町としても町行政の最重要課題として真剣に取り組むべきと考えますが如何でしょうか。

2、現在進行中の少子化対策に該当する施策について、概要をお伺いします。

3、今後実施を検討している少子化対策に該当する施策があれば、概要をお伺いします。

協働のまちづくり計画の道路の整備について。

令和5年3月に町内19の行政区において、第2次協働のまちづくり計画後期計画が策定され、同年4月からスタートしております。

各行政区において、前期計画の進捗状況を確認し、新たに要望のあった項目を追加して見直し、協議検討して、地域の承認を得て策定した計画であります。

内容は地域住民の生活に直接関わる案件事業などで、地域自治体で実施するもの、町行政にお願いするもの、両者共同で実施するものに分け、役割分担と計画期間を設定し記載しています。

そして協働のまちづくり計画には町行政にお願いするものとして、地区の生活に関わる道路の整備が記載してあります。具体的な内容としては、舗装工事、舗装補修工事、側溝整備及び改修、標識やガードレールの設置、道路改修・新設、歩道の設置、橋の改修整備、側溝のふたかけ、水路の整備、道路改良、立木の伐採、排水路の容量増強、暗渠排水路の補強カーブ改良などであり、全行政区で掲載された案件数は160件を数えます。

その中に上流側溝が整備されたが、下流の該当箇所は古い側溝のままで残されており、2、3年前の大雨の際にあふれた水が、隣接する住宅の周囲に流れ出たということで、最近の降雨強度の大きい降雨では浸水する可能性が高い案件。更に高強度の大きい豪雨では、側溝が小さくてあふれた雨水が道路下の民家に流れ込むので、その民家では緊急的に板塀に沿って角に鉄板を打ち込み、簡易的に排水の流入を防いでいる案件。また、前後左右の道路は拡幅が完了しているのに、道路の一部だけが狭いもので残され、それが踏切につながっている道路など、緊急を要する案件や不便かつ危険である案件があります。

これらの案件については、地域の住民からしばしば区長さんが進捗状況を訪ねられることも多いのです。希望としては各区長さんと協議の時間をとっていただき、このような案件を掘り起こして、現場の状況を詳細に把握し、緊急度、危険度などに応じて優先的に対処いただきたくお願いします。

また緊急を要すわけではないが、ふたのない側溝で降雪の際に車両がスリップし脱輪するような案件。いつも排水が滞留して雨上がりに通過する車両からの飛沫です歩行者に迷惑がかかる案件。下水道が流れにくく滞留し悪臭がする案件など、地

域で近隣の住民が迷惑をこうむるような案件は、住民にとって身近な場所だけに気になるものなのです。

緊急を要するものは当然ですが、件数が多く、工事規模が小さいが、場所的にも工事方法も大変面倒で住民には対応出来ない、そして手間のかかる工事となれば、関係課には苦勞をおかけすることになります。新規案件には、大型案件じゃない小さな工事であっても、地域の住民にとっては困っていて、あるいは待ち望んでいる案件について、速やかにかつ適切に対処していただければ感謝され、行政に対する住民感情を良好にし、行政への信頼を得ることにつながるものと思います。

協働のまちづくり計画に記載の案件は、概ねそのような案件であり、地区の総会に掛けられた住民周知の案件です。住民にとって地域が安全で住みやすいと思えるように、行政は住民のために仕事をしてくださっていると思えるように、目に見えるような形で進めていただきたいと思います。

また、協働のまちづくり計画は、住みやすいまちづくりであり、少子化対策の子供を産み育てる安全安心な住環境の確保の観点からも重要な施策と考えております。

そこで、協働のまちづくり計画の道路の整備について質問します。

1、協働のまちづくり計画後期計画がスタートしてから概ね1年が経過しています。町行政が担当する、地区の生活環境に関わる道路の整備について、現状の進捗状況はどれほどでしょうか。お伺いします。

2、本件に関係する道路の整備工事に計上の本年度の予算概要についてお伺いします。また本計画には残り3年の期間がありますが、来年度以降の工事の進め方について、お考えをお伺いします。

以上、町長及び関係課からのご回答、よろしくお願いし、壇上からの質問を終わります。〔中島議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

始めに、私自身も中島議員と大蛇小学校に通わせていただき、当時は30人弱の同級生とともに町や地域に育てていただきました。議員におかれましては、大所から、高所からの視点、考察のもとにご意見をいただいておりますことに感謝申し上げます。

現在まで児童生徒数の減少の一途に、更には、近年は激減傾向にあると考えておりますが、近年は激減傾向にあると考えておりますが、町はもちろんのこと、社会全体でのあらゆる対策を講じていくことで、人口減、少子化対策の効果につながると思いますので、多様な理由や背景を考慮しながら、先を見据えた上で、今、可能なことに着実に取り組み、議会とともに進めてまいりたいと考えますので、更なるご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、中島議員のご質問にお答えします。

まず、1つ目の少子化対策についての件であります。議員ご案内の通り、民間組織である人口戦略会議が令和6年4月に公表した、将来消滅する可能性のある自治体に、我が階上町も該当する結果と新聞報道されております。そして、青森県内の40市町村中35市町村が消滅する可能性があることとなっており、どの市町村もこの公表結果に、これまで取り組んできた少子化対策に悲観的になっているかもしれません。

しかしながら、宮下県知事もコメントしておりましたが、この公表された内容を受け止めながら、今後の対策を行っていくことが重要であり、一つ一つの対策を着実に実施しながら、少子化対策に取り組むべきと考えております。

それでは、1点目の最重要課題として真剣に取り組むべきについてであります。議員ご案内の通り、少子化対策は、国、県においても最重要課題であり、今年度から、国においては、こども家庭庁が出来、県においても組織改編や新たなビジョンを打ち出しております。

本町においては、総合振興計画や子ども・子育て支援事業計画の中で、実効性のある事業を計画しながら、少子化対策を実施してまいりました。総合振興計画や子ども・子育て支援事業計画も改訂時期となっており、今年度にこれまでの検証を行い、計画の策定を行うこととしていることから、本町における少子化対策を計画し、これまでと同様に最重要課題として位置付け、適切に実施し、結果につながるように取り組んでまいります。

また、ジェンダーギャップについては、都道府県職員の状況をご案内いただきましたので、本町職員の状況をお話しますと、職員構成比でも男女間に差がなく、管理職においてもほぼ同数となっております。

しかしながら、公務員のみならず、社会全体では、依然としてジェンダーギャップがあることは事実であり、格差をなくし、平等に子育てをする時間を確保するなどの少子化対策については、今後とも情報収集に努め、調査研究してまいります。

次に2点目の現在進行中の少子化対策の概要についてであります。今年度予算において本町が独自に実施している、少子化対策の主なものをお答えしますと、物

価高騰等の影響を受ける保護者の経済的負担を軽減し支援するため、小中学校の給食費無償化を引き続き実施しております。

また、乳幼児や子ども医療費助成事業では、これまでと同様に所得制限を設けず、18歳までの通院及び入院費の窓口負担分を助成しています。

更に今年度から、乳児股関節脱臼検診の一部自己負担分を、無償化するとともに、新たに新生児聴覚検査を加え、子供の難聴の早期発見・早期療育につなげる検査についても、無償により実施しています。

このように、経済的負担の軽減策を主に、少子化対策を実施しており、今後も財政的な状況もありますが、出来る限り継続し、安心して出産や子育てが出来る町を目指してまいります。

3点目の今後実施を検討している少子化対策の概要についてであります。議員ご案内の通り、青森県が新たに学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を創設し、本町では既に他市町村に先駆け、給食費の無償化に取り組んでいるため、新たな子育て支援策を実施する予定であり、この支援策によって、経済的負担が軽減され、県が目標に掲げる合計特殊出生率2.0以上の目標に近づけることが出来るよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、2つ目の協働のまちづくり計画の道路の整備についての件であります。協働のまちづくり地区計画につきましては、議員ご案内の通り、令和5年3月に各地区で策定していただいた、第2次後期計画の推進に、昨年度より取り組んでおります。

協働のまちづくりは、平成19年度から施行し、町民、事業者、議会及び町が協働して取り組み、住んでいて良かった、これからも住み続けたいと実感出来る町を目指し、まちづくり地区計画に基づき、特色ある地域づくりに努めてきているところです。地区計画の各施策は、地域、協働、行政と役割分担をしながら、計画期間を短期・、中期、長期と区分し、生活環境や健康、福祉、教育、文化などの多くの分野において、協働により取り組んでおります。その中でも、道路の整備に関する施策は、各地区で数多く取り上げられ、町もこの計画書をもとに、まちづくりの推進に取り組んでいるところです。

事業の実施にあたりましては、昨年度までは、原子力施設立地振興対策事業助成金を、今年度からは、これに変わり、核燃料物質等取扱税交付金事業を活用し、整備を進めていくこととしております。

このほか、私道の整備についても、地区への補助金交付により、生活環境の向上と交通の安全確保を図ることを目的に取り組んでおります。

議員ご質問の、1 点目の道路の整備の進捗状況についてですが、平成 30 年度～令和 4 年度までの、第 2 次地区計画前期計画における道路整備に関する要望として、拡幅改良、交差点改良、舗装、歩道、側溝、私道整備、立木伐採、橋梁拡幅など、全地区で 194 施策があり、そのうち、一部完成を含め 36 施策を実施しました。

また、後期計画 1 年目の昨年度の実績としましては、3 か所を整備しております。

そのほか、行政区長に寄せられる砂利敷や側溝交換などの道路に関する小規模な要望等につきましては、随時対応をしております。

次に、2 点目の今年度予算の概要と来年度以降の工事の進め方についてですが、

昨年度から継続中の地区も含め、今年度は 4 か所を整備する予定としており、一般財源で整備しなければならない、町道の維持工事予算 5,300 万円のうち、約 2,300 万円を協働のまちづくりにおける道路整備事業費として見込んでおります。

また、来年度以降につきましても、これまで同様、県の交付金事業などを活用しながら、緊急度、事業効果、地区バランス、財政状況等を勘案し、更なる協働のまちづくりの推進に向けて、行政区長と連携を図りながら取り組んでまいります。

以上でございます。〔町長降壇〕

○3 番（中島孝一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3 番、中島孝一君。

○3 番（中島孝一君） はい。〔中島議員起立〕

3 番、中島孝一です。

1 点、再質問をさせていただきます。

少子化対策には、若い世代の皆さんに対し、最大の施策である経済的支援策による生活の安定と、住みたいと思える安心安全な住環境、そして子供を産み育てたいという意欲が持てる精神的負担の軽減策と意識改革などの 3 つの視点が必要だと思います。

ただいま町長から当町の少子化対策について町独自の施策を含む保護者への経済的負担の軽減策等、引き続き最重要課題として取り組む姿勢を示していただきました。

道路整備についても鋭意取り組んでおられ、今後も進めていくこと、併せて私道の整備についても取り組んでいるとの答弁をいただきました。我が階上町は山から海までが自然が豊かで災害が少なく安全で、JR、高速道路、国道が通っており、臨海工業地帯を有する八戸市に隣接し、通勤にも便利であり、住宅地としての優位性

が高い町であるのに、残念ながら人口減少が進み、消滅可能性自治体に該当するとされました。

そこで少子化対策のもう一つの視点としての住みたいと思える安心安全な住環境の整備について何か考えておられることがないかお伺いします。〔中島議員着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、建設課長、小笠原博文君。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

それでは、中島議員のご質問にお答えします。

少子化対策として住みたいと思える安心安全な住環境の整備についての件についてでございますが、町が現在取り組んでいる事業の１つ目に、移住定住新築応援プロジェクト事業がございます。この事業は平成30年度から実施している事業で、移住定住を促進することにより、人口減少を抑制するとともに、町内の住宅関連産業の活性化、若年夫婦や子育て世帯への支援を図る事業です。

昨年度は補正予算が必要なほど申請が多く、実績としましては、総件数43件の交付をしております。そのうち移住者の加算分の件数は31件、若年夫婦加算分24件、子育て世帯加算分22件ございました。

２つ目は、児童生徒等の歩行者が安心して移動出来る歩行者空間を確保するための歩道整備事業でございます。

県の事業では、主要地方道、名川階上線の茨島地区において、町では石鉢小学校通学路の町道、大渡～石鉢線において、交通安全対策に取り組んでおります。引き続き住みよいまちづくりを目指し取り組んでまいりますとともに、子供達の安全安心の確保と、少子化対策の一助となるよう努めてまいります。

以上でございます。〔建設課長着席〕

○3番（中島孝一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3番、中島孝一君。〔中島議員起立〕

○3番（中島孝一君） はい。3番、中島孝一です。

ご答弁ありがとうございました。

少子化は徐々にそのスピードを上げながら確実に進んでいるのですが、毎日の生活に追われている我々の目には、その進行は見えにくいのです。

だからこそ政治に関わる我々が町長のおっしゃるように、実効性のある事業を一つ一つ着実に実施しながら、この問題に真剣に取り組んでいくべきと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。〔中島議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で3番、中島孝一君の質問を終わります。

次に、10番、森榮吉君の質問を許します。

○10番（森榮吉君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、10番、森榮吉君。

○10番（森榮吉君） はい、10番、森榮吉です。〔森議員登壇〕

10番、森榮吉です。本日は一般質問の機会をいただきありがとうございます。感謝申し上げます。

本日最後の質問者になるかと思いますが、大分時間も経過してしまして、先ほどの休憩時間中には、同僚議員から早くたのむよって言われてますので手短に質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

早速ですがまず最初に、コロナワクチン費用の自己負担についてということでお伺いします。

2019年、令和元年末頃から始まった新型コロナウイルスの感染症。中国湖北省武漢市で初めて確認されたとして、世界的に大流行となりました。

国内では2020年、令和2年1月に初めて感染者が確認され、メディアによる感染者数の増減の波に一喜一憂し、我々の日常生活にも大きな影響をもたらしたことは、いまだ冷めやらぬ記憶として残っているところでございます。

パンデミック、クラスター、ソーシャルディスタンスと、カタカナ語に加えて、日本語での濃厚接触、飛沫感染、3つの密、いわゆる3密ですね。その中で極めつけはアベノマスクというものもありました。このように、それまではあまり耳にしたことも、目にしたこともなかったような新しい言葉にも、まず振りまわされました。

それでもワクチン接種を始め、国や研究機関の色々な対策により、何とか一定の終息期を迎えたというのが、今日の状況だろうと思います。

2023 年 5 月 8 日からは感染法上の位置付けが、これまでの 2 類相当から季節性インフルエンザ並みの 5 類に変更されたと認識しております。

やはり感染予防策として、3 蜜の防止、手洗い・うがいの励行等、色々な予防策を実施してきた中で、大きな役割を成してきたのが国の指示のもと、町として実施してきたワクチン接種対策ではないかと思います。

コロナワクチン接種ですが、今年度 4 月 1 日をもちまして、65 歳以上や基礎疾患のある 60～64 歳の方々を対象とした定期接種として行われるとのことであり、この定期接種以外の方は、任意接種として接種は可能であると同っているところであります。感染者の数は、現在、沈静化に向かいつつあるとはいえ、町民にとってはまだまだ不安の残るところであり、高齢者や基礎疾患のある定期接種者のみならず、任意接種者にとっても心配になるところであります。

そこで質問であります、町は今後どのようなワクチン接種対策を進めて行くのか。

接種費用並びに自己負担はどれぐらいになるのか。その辺の想定の額をお伺いしたいと思います。

接種希望者が安心して接種出来るような国の支援が今後もあるのか。

また、それに加えて現在行われているインフルエンザ接種に対する、負担軽減策同様、町として補助対策を実施する考えがあるのか伺っておきたいと思います。

続いて 2 件目になりますが、これは先の少子化対策の町とも重複することもあるかと思いますが、私のほうからも質問させていただきたいと思います。

県が示す学校給食費無償化に対する対応についてお伺いします。

県は 2024 年、令和 6 年度当初予算案において、子育て支援事業費として 19 億円程度を計上したとあります。これは全県の小中学校給食費の無償化を決め、新たに学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金。これを創設したということであり、宮下知事が県政の最重要課題に掲げる事業に少子化対策があります。全県レベルで子育てに要する費用として創設するのが今の給食費の無償化交付金であり、最優先事業としての位置付けであるようであります。

学校給食の無償化については、県内 40 市町村のうち 17 市町村が既に実施しており、他の 23 市町村は未実施とのことであり、県は無償化未実施の 23 市町村に対しては、小中学生の人数分の給食費に相当する額を交付し、実施済みの 17 市町村には無償化と同程度となる給食費の平均単価と自治体に住む子供の数を掛けた額を上限に、自治体が行う新たな子育て支援の交付金として 8 割を補助するとのことのようにあります。

これについて一部の自治体さんや議会からも不公平があるとの声も上がっているようであります。

それはさておき、2020 年、令和 2 年から学校給食の無償化を実施している自治体である当町として、この交付金を受けようとする、小中学校学校給食費無償化に代わる何らかの新たな事業を構築しなければ、この交付金は受けられないものと理解しております。

先日の 6 月 8 日付けの新聞だったかと思いますけども、階上町の子育て支援事業に対するアンケートみたいなものに対しまして、町のほうでは検討するという事になっておりました。

よって、当町として、どのような事業を考えているのか、その内容について考えを伺いたいと思います。

以上 2 点をお伺いすることとし、壇上での質問を終わります。

よろしくお願いします。〔森議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

始めに、森副議長の周りに配慮あることで、温厚な雰囲気を作り、まさに人柄の良さを感じながらも、町民、町のための対策に真剣に取り組んでいただくことで、町政発展につながるものと考えますので、一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

議員とともにスムーズな答弁に努めます。

それでは、森議員のご質問にお答えします。

まず 1 つ目のコロナワクチン費用の自己負担についての件であります、

新型コロナワクチン接種につきましては、議員ご案内の通り、全額国費で賄う特例臨時接種は、令和 6 年 3 月末で終了し、4 月 1 日から予防接種法上の B 類疾病に位置付けられ、定期接種として実施することとなりました。

重症化予防を目的としていることから、定期接種の対象者は、高齢者と基礎疾患を有する 60 歳～64 歳の方のみに限定されますが、対象者以外であっても、任意接種として接種することは可能となります。

接種方法につきましては、秋から冬にかけて年 1 回の接種となりますが、努力義務や、自治体からの接種勧奨の規定がなくなり、これまで行ってきた国統一様式の

接種券の発送、町での予約受付、集団接種は実施せず、個別に医療機関で接種していただくことになります。

接種費用につきましては、厚生労働省は令和5年12月時点で、接種1回あたり7,000円と積算しておりましたが、令和6年3月15日に開催された自治体説明会では、各ワクチンメーカーから希望小売価格を聴取した結果、ワクチン代、手技料分を合わせて、1万5,300円程度に見込まれると説明がございました。

そのことを受け、国では、定期接種への移行期における激変緩和措置として、今年度に限り、接種1回につき8,300円を市町村に助成することが決定されております。自己負担額が7,000円程度となりますと、高額で受けられないという方も多くいらっしゃると思われますので、出来るだけ接種を希望される方々の経済的負担を軽減出来るよう、配慮してまいりたいと考えております。当面は、定期接種の対象者のみ軽減策を講じ、自己負担額については、最終的なワクチンの価格が決定後、近隣市町村の動向を踏まえ、検討し、決定する予定でございます。

詳細が決まり次第、八戸市医師会、市内公立病院等と委託契約を締結し、町民の方々が受けやすい接種体制の構築に努め、町広報誌、ホームページ、すこやか健康課窓口等で周知してまいります。

次に、2つ目の県が示す学校給食費無償化に対する対応についての件ですが、議員ご案内の通り、青森県では今年度の新たな事業として、学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を創設しました。

県のこの事業の趣旨は、県内での学校給食費の無償化を最優先に、市町村が実施する子育て費用の無償化などの事業を支援するために実施されるものであります。

交付対象事業は、学校給食費無償化事業では、新規分として令和6年4月1日以降に新たに事業を開始する無償化事業、拡充分として令和6年4月1日以降に対象範囲を拡大した場合の対象範囲拡大分や給食費単価を引き上げた場合の単価引き上げ分の無償化事業が対象となっております。

更に学校給食費無償化事業を行った上で実施する、市町村提案事業も交付対象事業としている制度となっておりますが、昨年度以前から実施している事業や、単なる現金給付事業は対象外となっております。

本町では、既に令和2年度から学校給食費無償化を実施し、今年度当初予算でも継続して取り組むこととしていることから、県の交付金の給食費無償化事業分の交付対象事業に該当しないため、今年度以降に実施する県が推奨する事業などに取り組むこととしております。

本町で取り組む事業としましては、2つの事業を予定しており、10月から実施したいと考えております。

1 つ目は、0 歳～2 歳児の保育料無償化事業であります。

現在の国の制度により、3 歳～5 歳までの児童の保育料の無償化は図られておりますが、0 歳～2 歳までの児童については、低所得世帯や多子世帯の無償化に限定されていることから、全ての児童の保育料が無償化となるように、0 歳～2 歳までの非課税世帯以外の保育料の無償化を実施します。

2 つ目は、3 歳～5 歳児の給食費助成事業であります。

先ほど述べました通り、3 歳～5 歳までの児童の保育料の無償化は図られておりますが、給食費などについては保護者負担となっており、この県の交付金を活用して、給食費の助成を行い、保護者の負担軽減を図ります。

これらの事業の予算につきましては、9 月定例会において提案したいと考えております。本町では既に、学校給食費無償化や 18 歳までの医療費の無償化など、町独自で実施している無償化事業がありますが、更にこの度の県交付金を活用した 2 つの事業を実施することで、より子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもを安心して産み育てることの出来る町づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。〔町長降壇〕

○10 番（森榮吉君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、10 番、森榮吉君。〔森議員起立〕

○10 番（森榮吉君） はい、10 番、森榮吉です。ありがとうございました。

今いただいた回答により、概略、考え方はつかめたかなあと考えているところでございます。

付け加えて、少し質問させていただきたいと思います。

まず 1 問目のワクチン費用の負担の件ですが、全額国費で賄われる特例臨時接種が終了して高額な接種費用となることが分かりました。というよりずいぶん高くなるんだなあとというのが、第 1 印象でございます。

自己負担が生じるとなるとその負担額によっては接種出来ないとか、あるいはためらっているうちに感染すること考えられ、その際の重症化も懸念されるところであります。

ワクチンメーカーの希望小売価格が手技料も含めて 1 万 5,300 円。そのうち 8,300 円を国が補助し、そのままの状態だと 7,000 円の個人負担になる、とのことだったかと思えます。

最終的なワクチン価格が決まり次第、近隣市町村等の動向も踏まえ、町としての対応を、つまり補助の上乗せを考えていきたい、というふうに解釈しておりますが、まずはワクチン接種についてはそういうことでよろしくお願いしたいと思います。

学校給食費無償化の件ですが、数々の説明をいただきました。

取りまとめて言うと、新規事業として１つ目は０歳～２歳児の保育料の無償化であり、２つ目として３歳～５歳児までの給食費助成事業を考えているとのことであったかと思います。０歳～２歳児の保育料については課税、非課税世帯を問わずに完全無償化の実施と理解しました。３歳～５歳児の保育料は無償であるけれども、給食費については保護者の負担となっている。

この県の交付金を活用して、助成を行い、保護者の負担軽減を図りたいということであったかと思います。

現在どれぐらいの負担であって助成後はどれぐらいの軽減が見込まれるのか。その部分だけお伺いしておきたいと思います。

よろしくお願いします。〔森議員着席〕

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、すこやか健康課長、平戸由紀子さん。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。〔すこやか健康課長起立〕

それでは、森議員のご質問にお答えいたします。

給食費の助成に対するご質問でございますが、保育施設等の３歳～５歳までの子供達の食材料費につきましては、保護者からの実費徴収が基本とされております。給食費は米やパンなどの主食費と、おかずやおやつなどの副食費に分けて考えられており、質の担保された給食を提供する上では、副食費が公定価格において積算され、それぞれの施設において、国の公定価格を目安に、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して徴収額を定めることとなっております。

町内児童が通園している保育施設等の給食費を調査しましたところ、副食費の平均額は、月額約４,４００円でございます。

本町といたしましては、国の定める公定価格、１人月額４,８００円を上限として、まずは副食費を助成した上で、助成上限に至らない場合は主食費に充てることが出来るよう制度を作り、少しでも保護者の負担軽減につながるようにしたいと考えております。

なお、低所得世帯、多子世帯におきましては、副食費は国の制度で免除される仕組みとなっていることから、主食費分のみ町から助成することとなり、保護者負担は生じないこととなります。

以上でございます。〔すこやか健康課長着席〕

○10 番（森榮吉君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、10 番、森榮吉君。〔森議員起立〕

○10 番（森榮吉君） はい、ありがとうございました。

質問とはなりませんけども、ちょっと触れさせていただきたいと思います。

コロナワクチンのほうですが、昨日 11 日の新聞によりますと、上北地方のある首長さん、町長さんですけども、新型コロナに感染し喉の痛みを訴え自宅療養中であるとの記事が載っておりました。

まだそういう状況にあるんだなという感じがいたします。

繰り返しになりますが、感染防止のためにも、また感染抑止のためにも、ワクチン接種の個人負担を出来るだけ軽くし、接種しやすい体制作りをお願いしたいと思います。

2 つ目のほうですが、当町の保育施設への副食費の平均月額が 4,400 円であり、国が定める公定価格は、1 人月額 4,800 円が上限とのことであったかと思います。町としては副食費として助成した上で、その助成金の上限に届かない場合は、主食費に充てるように保護者の負担の軽減につなげたい、とのことであったかと思います。

出生率の低下、そして少子化、全国的な課題となっております。

本町としても子育てのためにより良い環境作りの一つとして、経済的支援が重要だろうと思います。県、国の支援等を最大限に活用しまして、また町としての支援もお願いし、質問を終わります。

ありがとうございました。〔森議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で、10 番、森榮吉君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、6月13日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻 午後1時18分）

令和6年第4回階上町議会定例会会議録

(第 3 号)

令和6年6月13日（木曜日）

令和6年第4回階上町議会定例会

議事日程第3号

令和6年6月13日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 令和5年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例) |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町税条例及び特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例) |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例) |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和5年度階上町一般会計補正予算) |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和5年度階上町介護保険特別会計補正予算) |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和5年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算) |
| 日程第 9 | 議案第 7 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和5年度階上町介護保険特別会計補正予算) |
| 日程第10 | 議案第 9 号 | 令和6年度階上町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第10号 | 令和6年度階上町下水道事業会計補正予算(第1号) |

- 日程第 1 2 議案第 1 1 号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 1 3 議案第 1 2 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 日程第 1 4 議案第 1 3 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 日程第 1 5 議員派遣の件
- 日程第 1 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1 番	土 橋	美 加 佐	君	2 番	渡	部	高 明	君
3 番	中	島	孝 一	君	4 番	熊	谷 道 雄	君
5 番	小	坂	正 年	君	6 番	下	沢 育 男	君
7 番	大	下	修	君	8 番	小	松 雅 彦	君
9 番	上	道	二 三 男	君	10 番	森	榮 吉	君
11 番	林		貢	君	12 番	百 目 木	和 俊	君
13 番	大	江	和 夫	君	14 番	長	根 岩 夫	君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町	長	荒谷憲輝君	副町長	澤田充君
教 育 長	濱浦幸夫君	総務課長	地代所誠君	
総合政策課長	茨島俊行君	税務課長	大谷地尚子君	
町民生活課長	上厚子君	すこやか健康課長	平戸由紀子君	

介護福祉課長	古川明美君	産業振興課長	西山圭一君
建設課長	小笠原博文君	教育課長	中屋敷司君
会計管理者	濱浦孝子君	代表監査委員	境栄治君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐京実君	庶務	G L 野沢香織君
総務課主査	花生智紀君		

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎報告第 1 号議題、質疑

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、報告第 1 号 令和 5 年度階上町一般会計繰越明
許費繰越計算書報告についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。〔大下議員起立〕

○7 番（大下修君） はい、7 番、大下修です。よろしくお願いします。

報告事項の繰越明許費ですけれども、令和 5 年度分として 11 件報告されています。
ほぼ満額であったり、一部であったりしているようですが、国、県の財源の未収入
財源によるところが多いと推察されます。

そこで国、県の財源の未収入に起因する繰越明許費が多数占めています。

国の遅れ、ほぼ国のほうが要因と思いますが、この要因について伺います。

2 点目として、8 款 土木費、2 項 道路橋梁費、蒼前東 1 丁目地内の雨水ポン
プ更新工事 455 万 4 千円、これは一般財源です。

この道路橋梁費が繰り越された理由を伺います。

また、これが遅れたことによって、何らかの不都合が町民に生じること、迷惑がか
かることがないか確認しておきたいと思います。

それで４点目ですけれども、９款１項 消防費、防災無線拡声子局移設工事 330万円も一般財源ですが、同じく実施出来なかった理由を伺います。

また、同様に何らかの不都合が生じないか確認したいと思います。

以上です。よろしくお願いします。〔大下議員着席〕

○総合政策課長（茨島俊行君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、茨島俊行君。

○総合政策課長（茨島敏行君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、１点目の国の遅れの要因というふうなことで、大きな話をちょっとお話をさせていただきますけれども、こちらのほうに多く繰り越しの事業がございますが、その中の多くは大下議員がおっしゃる通り国の事業の遅れというふうなことになります。

この中でも、例えば住民税非課税世帯等に関する給付事業であるとか、そういうふうなものは国のほうでも令和５年度～令和６年度までにかけて実施するというふうな流れとなっております。

そちらのほうも含みまして予算というふうなことで繰越明許費を大きく繰り越しているというふうな事情がございます。

私のほうからは以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、建設課長、小笠原博文君。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

私のほうからは蒼前東１丁目地内雨水ポンプ更新工事の件のです。理由と町民への影響についてお答えいたします。

こちらの雨水ポンプですけれども、警告ランプが出まして、異音、それから振動の異常が見られ、業者に点検をしていただきました。そしたら既に部品が製造中止になっておりまして、２機のうち１機が異常となっておりますので１件を更新したものです。

こちらの工事のほうは昨年の１２月に契約しておりまして、ポンプの製造に四、五ヶ月かかるということで、工事のほうが今年度に繰り越しとなり、工事のほうが先日の６月７日に工事が完了をしております。

町民への影響につきましては、2基のうち1基で稼働してきまして、もう既に工事のほうは完了しておりますので、今現在ないというところでございます。

以上でございます。〔建設課長〕

○総務課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、地代所誠君。

○総務課長（地代所誠君） はい。〔総務課長起立〕

それでは大下議員の質問にお答えいたします。

防災無線の子局の移設工事の件でございますけれども、これにつきましては青森県により、県道の工事の支障となるため、工事発注前に移設をしてほしいという要請がございまして、工事発注前に移設をするために早期発注として3月に発注し、繰り越したものでございます。現在6月で工事完了となっているところでございます。

以上でございます。〔総務課長着席〕

○7番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7番、大下修君。

○7番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

はい、ありがとうございます。

外的な要因、致し方ないと思います。極力事業の推進、完遂を年度内に出来るように、出来ればお願いしたいと思います。

また業務が遅れることは町民を含めて我々にもちょっと不安や心配もあることを申し上げて、これからも説明しながら関係ある町民等に丁寧な説明をしながら進めていただくようお願いして質問を終わります。

以上です。〔大下議員着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑がないようでありますので、これにて報告第1号の件を終了いたします。

◎議案第1号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第2、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

◎議案第2号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第3、議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

◎議案第3号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第4、議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

◎議案第4号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第5、議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

◎議案第5号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第6、議案第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

◎議案第6号、8号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） この際、日程第7、議案第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、及び日程第8、議案第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、及び議案第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、2 件は、これを承認することに決定いたしました。

◎議案第 7 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 9、議案第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

◎議案第 9 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 10、議案第 9 号 令和 6 年度階上町一般会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○6 番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、6 番、下沢育男君。〔下沢議員起立〕

○6 番（下沢育男君） 6 番、下沢育男です。

それでは質問のほうですけども、補正予算書に関する説明書でお願いいたします。

9 ページ、6 款 1 項 4 目 農業振興費。18 節になりますが、負担金、補助金及び交付金は経営発展支援事業費補助金 375 万について、事業内容と補助金の内訳についてお伺いいたします。〔下沢議員着席〕

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。〔産業振興課長起立〕

はい。それでは、下沢議員のご質問にお答えします。

経営発展支援事業費補助金の事業の内容は、一定の要件を満たした認定新規就農者に対し、就農後の経営発展に必要な機械施設などの導入にかかる費用を、国と県が連携して支援する事業です。

今回の補正額は、令和 6 年 2 月に町内の農地を取得し、新規に就農された方が、ニンニクの栽培に必要な機械の導入を計画しており、経費の 500 万に対し、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 の、合わせて 4 分の 3 の補助金を計上したものです。

以上になります。〔産業振興課長着席〕

○6 番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、6 番、下沢育男君。〔下沢議員起立〕

○6 番（下沢育男君） 6 番、下沢育男です。

回答ありがとうございます。

そういうことであればこの方は認定新規就農者ということですね。

そうしますと以前からあります農業次世代人材投資資金（年 150 万、3 年間）の対象になる方なののでしょうか。お伺いしたいと思います。

それから質問じゃありませんが、認定新規農業者ということは、昨日も一般質問でもありました遊休農地の減少に努めている方がいるのは心強いと思っております。併せてこのような補助金や支援についても継続して努めていただきたいと考えておりますので今後ともよろしくお願いします。

それでは以上、回答を得まして質問を終わります。

ありがとうございました。〔下沢議員着席〕

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは下沢議員の質問にお答えいたします。

今回の補助事業の活用を考えている認定新規農業者の方にも、農業次世代人材投資資金は交付される予定となっております。

以上になります。〔産業振興課長着席〕

○議長（長根岩男君） ほかに質問のある方はございませんか。

○4 番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、4 番、熊谷道雄君。〔熊谷議員起立〕

○4 番（熊谷道雄君） 4 番、熊谷道雄です。

説明書の 6 ページ。2 款 総務費の 7 項 企画費の 5 目 自治振興費。こちらのほうにコミュニティ助成事業ということで 460 万の計上がありますが、町内会の地域活動への助成金と理解しております。今回の補正内容についてちょっと詳しくお聞きしたいと思います。〔熊谷議員着席〕

○総合政策課長（茨島俊行君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、総合政策課長、茨島俊行君。

○総合政策課長（茨島俊行君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、熊谷議員のご質問にお答えいたします。

今回の補正内容ですけれども、令和 6 年度分のコミュニティ助成事業に申請しました 2 団体が助成対象として採択された旨、令和 6 年 3 月 27 日に通知がありましたので、その 2 団体分の助成金額を歳入と歳出に同額を計上したものでございます。

なお、この 2 団体は大蛇町内会と蒼前行政区です。

大蛇町内会は 250 万円の助成金となり、事業内容は環境整備を目的とした草刈り機、物置、クリーンボックス、その他草刈り関連用品の整備を予定してございます。

蒼前行政区は 210 万円の助成金となり、事業内容は地域のお祭りやイベントに活用する音響機器、プロジェクターやスクリーン等の整備を予定しております。

今後は町から大蛇町内会と蒼前行政区に対しまして連絡させていただき、各団体のほうで整備を進めていくこととなります。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○4 番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、4 番、熊谷道雄君。〔熊谷議員起立〕

○4 番（熊谷道雄君） 4 番、熊谷道雄です。

この助成金が地域活動にとって重要な財源、財源であるということを十分理解出来ました。

今後この助成金を出来る限り活用して地域活動が活性化されることを期待して質問を終わります。

ありがとうございました。〔熊谷議員着席〕

○議長（長根岩男君） ほかに質疑はございませんか。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、7 番、大下修君。〔大下議員起立〕

○7 番（大下修君） はい、7 番、大下修です。よろしくお願いします。

令和 6 年度一般会計補正予算に関する説明書の 5 ページをお願いします。

1 番下段、2 款 総務費、2 項 徴税費の定額減税調整給付金 1 億 2,100 万円について伺います。

この事業は国会等でも議論になっている 4 万円減税と思います。手続き等の煩雑さに加え、所得税、住民税の定額減税対象者で、年間の納税額が定額減税可能額より少なく、減税しきれない分を 1 万円単位で切り上げて支給するものと思われます。そうしますと 4 万円に満たない方々は、1 万円単位で切り上げることから、4 万円以上の給付金になると理解出来ますが、この確認をしたいと思います。

このようなことがあるのか、どのようになるのか、この辺について、ご説明お願いします。

以上です。〔大下議員着席〕

○税務課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、税務課長、大谷地尚子さん。

○税務課長（大谷地尚子君） はい。〔税務課長起立〕

それでは大下議員のご質問にお答えいたします。

定額減税調整給付金の件でございますけれども 4 万円に満たない方の 1 万円ずつの単位だと 4 万円に満たない方がいらっしゃるのではないかとということですが、まず給付額に関しまして。こちらの給付金は定額減税対象者で年間の納税額が定額減税可能額より少なく、定額減税しきれない人に差額が給付されるということで議員ご案内の通りでございます。給付額としては所得税分において、定額減税可能額から令和 6 年分推計所得税額を引いた額と、住民税・所得税分定額減税可能額から令和 6 年度分住民税所得割額を差し引いた額の合計額を 1 万円単位で切り上げた額となります。

一つのケースといたしまして、減税対象者の方が納税者本人 1 名分だといたしますと、減税可能額は所得税、住民税合わせて 4 万円となります。減税された額が、例えば 3 万 9,999 円の場合、1 円分減税しきれないということになりますので、この 1 円を 1 万円単位で切り上げいたします。定額減税調整交付金としてこの 1 円を 1 万円単位で支給するということになりますので、こちらのほうは調整給付金として 1 万円が交付されるということになります。

このようなケースも含めまして、その個人の所得区分、それから徴収区分によりまして、金額等が変わってきますので、その辺はご了承いただければと思います。

以上です。〔税務課長着席〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

ありがとうございます。

ということは、仮に 1 円足りなかった方は 4 万円じゃなくて 4 万 9,999 円の、約 1 万円、普通の方よりも 1 万円近い金額をいただけるということになるということ、国のやってる政策なので我が町でどうなることでもありませんが、聞かれてる方がおられたもんで、それを確認したかったので、そういうことでよろしいということで、再確認して質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。〔大下議員着席〕

○議長（長根岩男君） ほかに質疑は、ありますか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 9 号 令和 6 年度階上町一般会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 11 議案第 10 号 令和 6 年度階上町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、7 番、大下修君。（大下議員起立）

○7 番（大下修君） はい。7 番、大下修です。よろしくお願いします

2 ページをお願いします。下水道事業補正予算に関する説明書の 2 ページです。

2 ページの資本的収支及び支出。1 款 資本的支出 2 億 7,247 万 8 千円の補正額。2 万円差し引き合計 2 億 7,274 万 8 千円とあります。

6 月、今現在の資本的な支出の見通しを伺っておきたいと思います。

今までであれば、この下水道工事に対して国の支援をいただいて工事を進めることとありますが、国の支援をいただけなく工事を断念した経緯が多々あったと記憶しております。先ほども繰越明許費のところで質問させていただきましたが、工事の進捗等が懸念されます。

特に令和 6 年度、今年度、また、来年度は、この資本的な支出、従来であれば大体 1 億 5 千万円前後の工事費だったかと記憶しております。これが令和 6 年度、また、来年度は、大体 3 億近い 2 億 7 千万円。そしてリスク管理として茨島の処理場に自家発電設備を入れる前段階かと思います。

今、この 6 月現在の見通しで構いません。この資本的な支出、2 億 7 千万円が計画通りに推進出来るよう、国の予算から支援をいただける予定なのか伺っておきたいと思います。

もし分かるのであれば教えていただきたいのですが、国からの執行出来る予算というのは、いつ頃確認出来る予定なのか伺っておきたいと思います。

以上です。〔大下議員着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、建設課長、小笠原博文君。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

それでは大下議員の 6 月現在の資本的支出の見通しの件についてお答えいたします。

社会資本整備総合交付金のほうになりますけれども、自家発電の分としては満額が予算の内示が来ております。環境の整備については満額ではなくて一部となっております。

交付決定の時期ですけれども、例年ですと 7 月末頃に交付決定になる予定でございます。

以上でございます。〔建設課長着席〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

ありがとうございます。

計画に沿ってですね、工事を進めることが町民の信頼も得られることかと思えます。7 月に満額出れば良いのですけれども、中々出ない場合には、やはり町の補正を組む必要があろうかと思えます。この辺の審議を速やかに行っていて、補正を組むのかどうか、計画通りに進めるのかどうかを図って対応をしていくことを望んで質問を終わります。

以上です。〔大下議員着席〕

○議長（長根岩男君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

これより議案第 10 号 令和 6 年度階上町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 12、議案第 11 号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 11 号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 13、議案第 12 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 12 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定いたしました。

◎議案第 13 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 14、議案第 13 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第13号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長(長根岩夫君) 日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手許の配布資料のとおりといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手許の配布資料のとおり決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(長根岩夫君) 日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（長根岩夫君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本会議においてご提案申し上げました全議案につきまして、慎重なるご審議の上、原案の通り議決を賜り、厚くお礼申し上げます。

議決いただきました各議案の執行には、万全を期してまいりたいと存じますので、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、閉会にあたってのご挨拶といたします。

ありがとうございました。〔町長降壇〕

◎閉会の宣告

○議長（長根岩夫君） これにて、令和6年第4回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前10時45分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員